

は じ め に

わが国において急激に進行する少子化は、社会や経済に深刻な影響を及ぼし、日本社会の存続をも危うくすることから、これに歯止めをかけるため、国は「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成１７年から１０年間の少子化対策に集中的・計画的に取り組んでいます。

本市でも、これを受けて平成１７年から５年間の前期行動計画となる「春日市子ども・子育てにこにこプラン」を策定し、地域の方々や関係機関・関係団体のご協力をいただきながら、様々な次世代育成支援事業を実施してきたところです。

この前期行動計画が、平成２１年度で満了することから、今回、新たに「春日市子ども・子育てにこにこプラン」後期行動計画を策定いたしました。

前期行動計画の進捗を振り返って見ますと、平成２０年度には、数値目標を掲げている６５事業のうち、３３事業が１００％を達成、２４事業が５０％以上を達成しており、ご協力を賜りました皆様に、深く感謝する次第です。

また、この後期行動計画策定にあたり、平成２１年度に実施した、子育てに関するアンケート調査では、本市の子育て環境に対する保護者の満足度は、５年前と比較して、７％程度高まっています。これは、前期計画の進捗状況からみても、少しずつではありますが、取組みの成果が現れてきていると考えられます。

後期計画においても、前期計画の基本理念である「子どもの耀き・子どもの喜びがあふれるまち かすが」を継承し、すべての子どもたちが健やかに生まれ、育ち、保護者が子育ての喜びを実感できるまちづくりを推進してまいります。

未来を担う子どもたちの健やかな成長のためには、社会全体つまり地域・企業・市民一人一人の皆様の支えが重要であります。

引き続き、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。



春日市長 井上 澄和

目 次

第1章 次世代育成支援行動計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
（1）計画策定の背景と目的	1
（2）計画の位置付け	3
（3）計画の期間	3
（4）計画の策定体制と策定方法	4
2 統計データからみる子どもと子育て家庭の状況	5
（1）少子化の動向	5
（2）出生の状況	9
（3）婚姻の状況	10
（4）家庭の状況	11
（5）就業の状況	12
3 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況	14
（1）子育て家庭の状況	14
（2）保護者の就労状況	15
（3）保育サービスの利用意向	19
（4）子育て支援サービスの利用状況・満足度・利用意向	20
（5）子育てに対する意識等	21
（6）春日市の子育て環境に対する評価	23
（7）子育て支援として春日市に期待すること	26
4 グループインタビュー等からみる子どもと子育て家庭の状況	27
（1）春日市の子育て環境で評価できるところ	27
（2）春日市の子育て環境で改善が必要なところ、課題解決に必要な取り組み	27
（3）仕事と子育ての両立に関する課題や必要な支援策	28
5 前期計画の進捗状況	29
6 春日市の次世代育成支援における課題	30
第2章 計画の基本的な考え方	33
1 基本的な視点	33
（1）子どもの視点	33
（2）男女共同参画の視点	33
（3）すべての子どもと家庭への支援の視点	34
（4）社会全体による支援の視点	34
（5）次代の親づくりの視点	34
（6）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点	35
（7）ふるさと春日の視点	35
2 基本理念と基本目標	36
（1）基本理念	36
（2）基本目標	37
3 計画の体系	38
第3章 計画の内容（基本施策と施策の方向、具体的事業）	39
◆計画を実現していくための重点的な取り組み◆	39
（1）子育てを支える地域活動の推進とネットワークづくり	39
（2）子どもと子育てに関する相談体制の充実	39
（3）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現に向けた取り組みの推進	40
（4）子どもの居場所づくりやさまざまな体験活動の促進	40
（5）子どもを守る安全対策の推進	40

基本目標 1	子ども 一人ひとりが輝く	41
1	子どもの豊かな心の育成	42
実施事業 1	子どもの健全育成	42
実施事業 2	子どもの生きる力を育む学校教育等の充実	45
2	次世代を担う人づくり	47
実施事業 1	次代の親の育成	47
実施事業 2	思春期保健対策の充実	48
3	配慮を必要とする子どもへの支援	49
実施事業 1	発達がゆるやかな子どもに対する支援の充実	49
実施事業 2	児童虐待を含む要保護児童対策の充実	52
基本目標 2	家庭 いきいきと子育て	53
1	安心して子どもを生み育てる環境整備	54
実施事業 1	子どもや母親の健康の確保	54
実施事業 2	食育の推進	57
実施事業 3	小児医療の充実	58
2	子育て家庭への支援	59
実施事業 1	子育て支援サービスの充実	59
実施事業 2	子育てに関わる経済的負担の軽減	60
実施事業 3	ひとり親家庭等の自立支援の推進	61
実施事業 4	家庭の教育力の向上	63
3	仕事と子育ての両立支援	64
実施事業 1	保育サービスの充実	64
実施事業 2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組み	66
基本目標 3	地域 とともに育む	67
1	地域で子育てを支援する仕組みづくり	68
実施事業 1	子育てを支える地域活動等の促進	68
実施事業 2	地域の教育力の向上	69
2	子育てを支えるネットワークづくりや情報提供の充実	70
実施事業 1	子育て支援のネットワークづくりや情報提供の充実	70
3	安全・安心のまちづくり	71
実施事業 1	子どもを取り巻く生活環境の整備	71
実施事業 2	安全・安心のまちづくりの推進	72
第 4 章	計画の推進に向けて	75
(1)	計画の推進体制	75
(2)	利用者の視点にたった点検・評価	75
(3)	市民・関係機関との連携による総合的な取り組み	76
(4)	社会情勢や経済情勢へ対応した計画の推進	76
第 5 章	参考資料	77
1	次世代育成支援対策春日市後期行動計画策定協議会 委員名簿	77
2	計画の策定経過	78

＊「障がい」の表記について＊

本計画では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、「障害」を「障がい」とひらがな表記しています。ただし、法律・条例や制度等の名称、施設・法人・団体等の固有名詞が漢字表記の場合は、そのまま「障害」と表記しています。

第1章

次世代育成支援行動計画 の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

平成19年のわが国の合計特殊出生率^(※1)は1.34と前年を0.02ポイント上回っているものの、現在の人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）の2.08を大きく下回っており、今後、少子化がさらに進行することが懸念されています。

このような少子化の流れに歯止めをかけるため、これまで、国は、さまざま少子化対策を行ってきました。

平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）が成立し、国・地方公共団体等に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられました。また、同月には「少子化社会対策基本法」が成立するとともに、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定され、若者の自立や働き方の見直し等も含めた幅広い分野で具体的な目標値が設定されました。

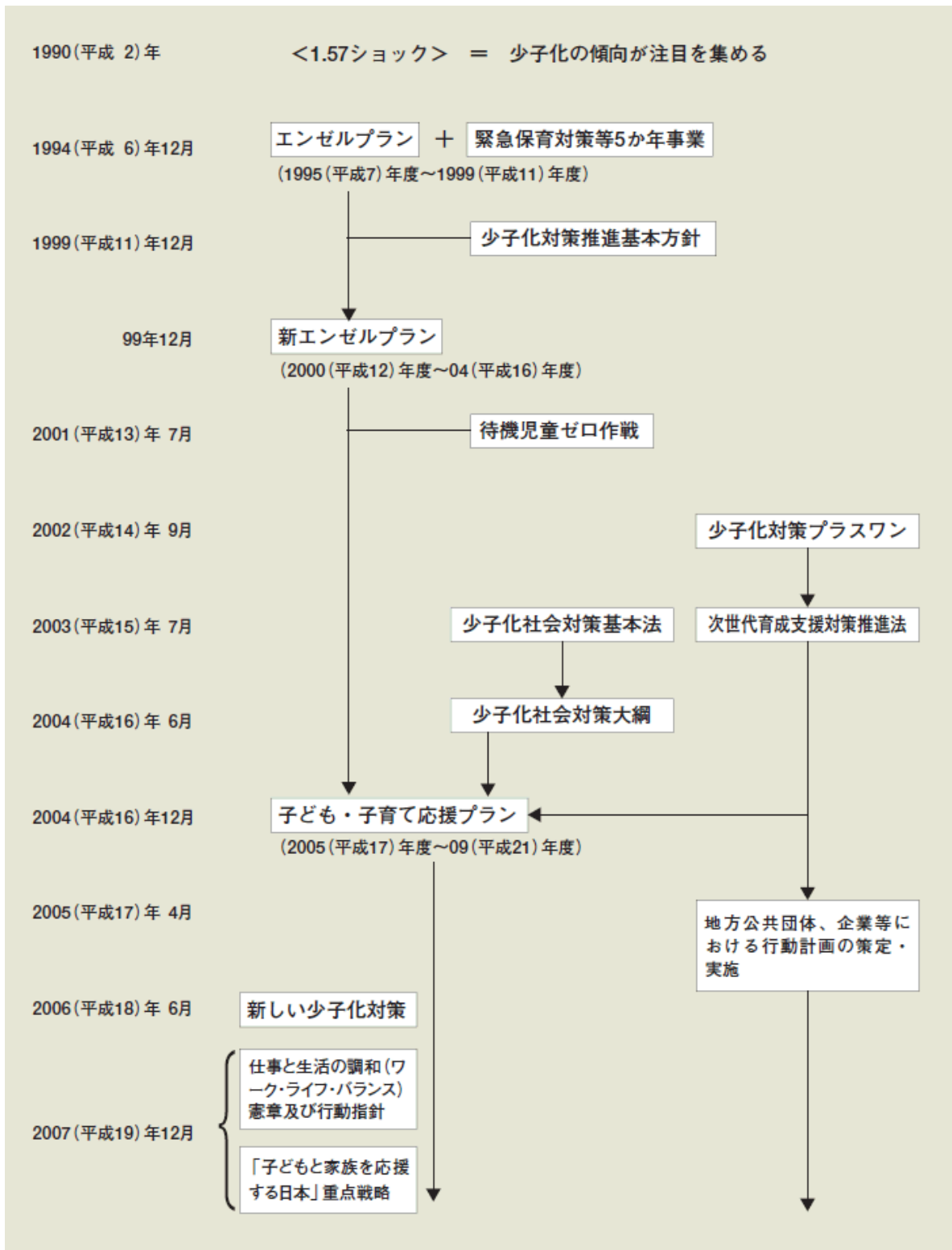
さらに、平成17年1月に「改正児童福祉法」が施行され、平成19年12月には「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする「子どもと家族を応援する日本重点戦略」が取りまとめられるなど、少子化対策のさらなる充実が図られています。

また、「仕事と生活の調和の実現」に関しては、この重点戦略とあわせて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、行動指針」が策定されており、国・地方公共団体・企業等が連携して、ワーク・ライフ・バランスのための取り組みを進めることが求められており、今後の少子化対策においては、ワーク・ライフ・バランスの視点が特に重要視されています。

このような中、本市では、推進法に基づく市町村行動計画として、平成17年3月に「春日市子ども・子育てにこころプラン（次世代育成支援対策春日市行動計画）」（以下、「前期計画」という。）を策定し、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを支援するための各種施策・事業の推進に努めてきましたが、前期計画が平成21年度末で終了となるため、これまでの取り組みの進捗状況や課題等を踏まえて、平成22～26年度を計画年度とする新たな行動計画（以下、「後期計画」という。）を策定します。

(※1) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

【我が国の少子化対策の経緯】



資料：少子化白書（内閣府）

(2) 計画の位置付け

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画です。

また、「第4次春日市総合計画」の子育て支援や次世代育成に関する部門別計画であり、「春日市地域福祉計画（春日市地域しあわせプラン）」や「春日市男女共同参画プラン」、「春日市障害者福祉長期行動計画」、「いきいき春日21 健康づくり支援計画」等の関連計画と整合性を図りながら策定しています。

(3) 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な次世代育成支援対策の取り組みを促進するために制定されました。

同法に基づく行動計画策定指針では、平成17年度から21年度までの前期計画と22年度から26年度までの後期計画の策定を市町村に義務付けています。

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とする後期計画です。

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
前期計画期間									
					後期計画期間（本計画期間）				
年度ごとに実施状況の把握・点検・公表									

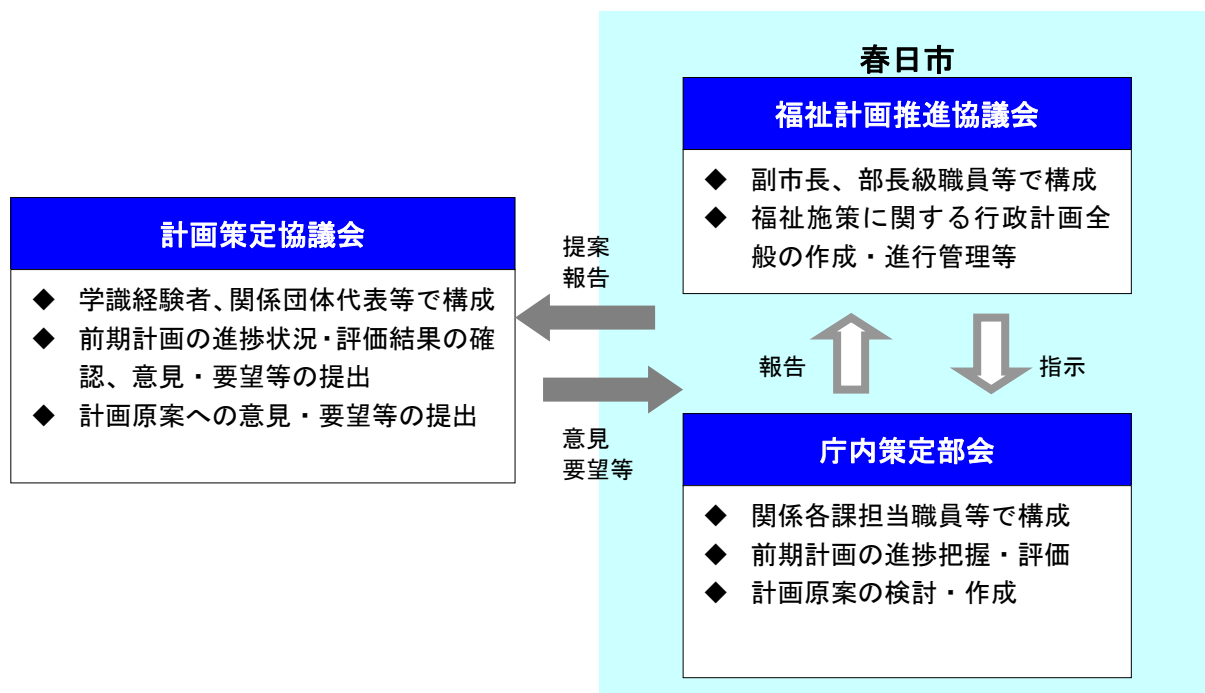
(4) 計画の策定体制と策定方法

① 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体の代表等で構成する「次世代育成支援対策春日市後期行動計画策定協議会」を設置し、計画原案等についての審議を行っていただきます。

また、策定協議会で審議する計画原案等については、市の関係各課担当職員等で構成する「次世代育成支援対策春日市後期行動計画庁内策定部会」において内容の検討・協議を行い、さらに、副市長及び部長等で構成する「春日市福祉計画推進協議会」において最終的な確認・調整を行って作成します。

【計画策定体制】



② 策定方法（市民意見の反映方法）

計画により多くの市民の意見を反映させるため、平成 21 年 1～2 月に就学前児童・小学生の保護者 5,000 人を対象とした「次世代育成支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

また、平成 21 年 6 月に子育て当事者・支援団体や市内事業所に勤務する子育て中の保護者、中学生に対するグループインタビューを実施しました。

さらに、計画原案に対する市民意見を聴取するため、平成 22 年 1 月に計画原案に対するパブリックコメントを行いました。

2 統計データからみる子どもと子育て家庭の状況

(1) 少子化の動向

①人口の推移

春日市の人口は平成19年以降、緩やかな減少に転じており、平成21年4月1日現在109,045人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、大きな増減はないものの、年少人口（0～14歳）は、平成16年：19,044人（総人口に占める割合：17.5%）から平成21年：18,350人（同：16.8%）に減少しています。また、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加を続けていることから、春日市においても緩やかに少子高齢化は進行しています。

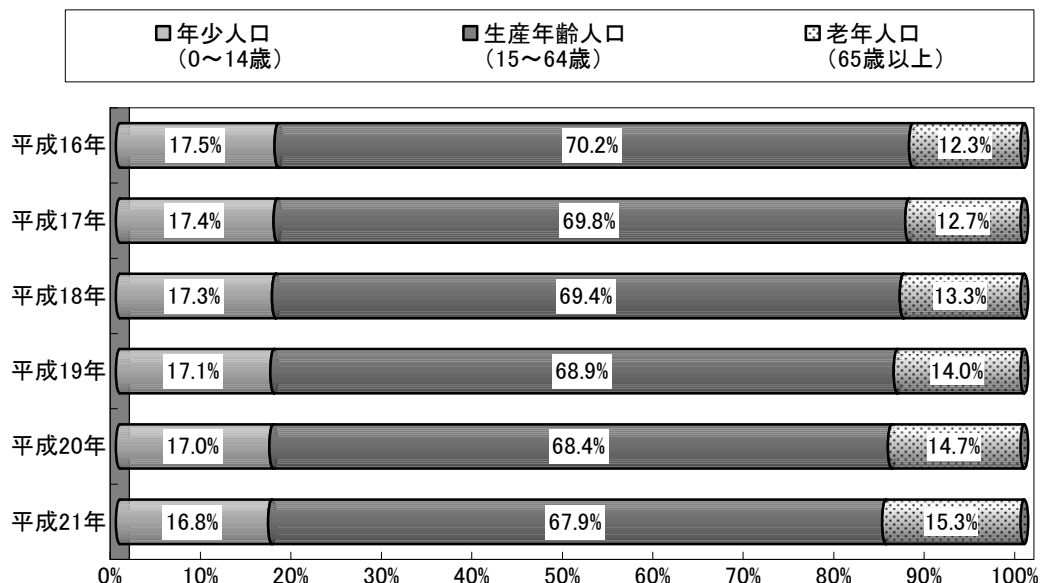
【人口の推移】

（単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
総人口	108,677	109,682	109,790	109,333	109,200	109,045
年少人口 （0～14歳）	19,044 17.5%	19,121 17.4%	18,954 17.3%	18,656 17.1%	18,519 17.0%	18,350 16.8%
生産年齢人口 （15～64歳）	76,253 70.2%	76,578 69.8%	76,186 69.4%	75,354 68.9%	74,682 68.4%	74,023 67.9%
老年人口 （65歳以上）	13,380 12.3%	13,983 12.7%	14,650 13.3%	15,323 14.0%	15,999 14.7%	16,672 15.3%

資料：住民基本台帳人口及び外国人登録等人口（各年4月1日現在）

【年齢3区分別人口構成比の推移】

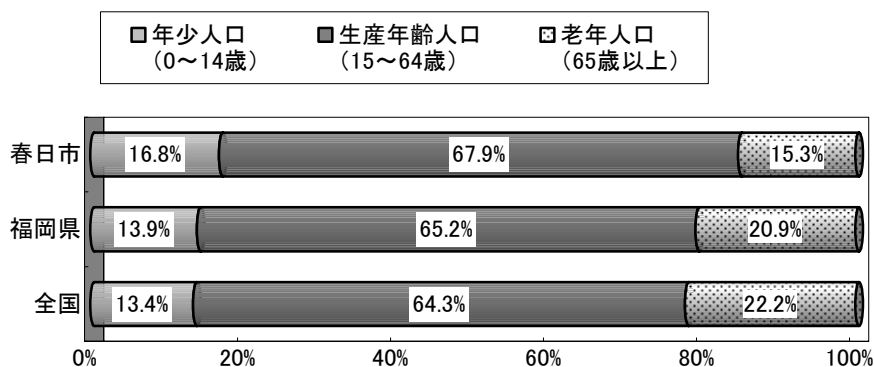


資料：住民基本台帳人口及び外国人登録等人口（各年4月1日現在）

②年齢 3 区分別人口構成比の比較

春日市の平成 21 年 4 月 1 日現在の人口構成比は、年少人口（0～14 歳）：16.8%、生産年齢人口（15～64 歳）：67.9%で、福岡県・全国に比べて割合が高く、子どもや若い世代が比較的多い地域となっています。

【年齢 3 区分別人口構成比の比較〔春日市・福岡県・全国〕（平成 21 年）】

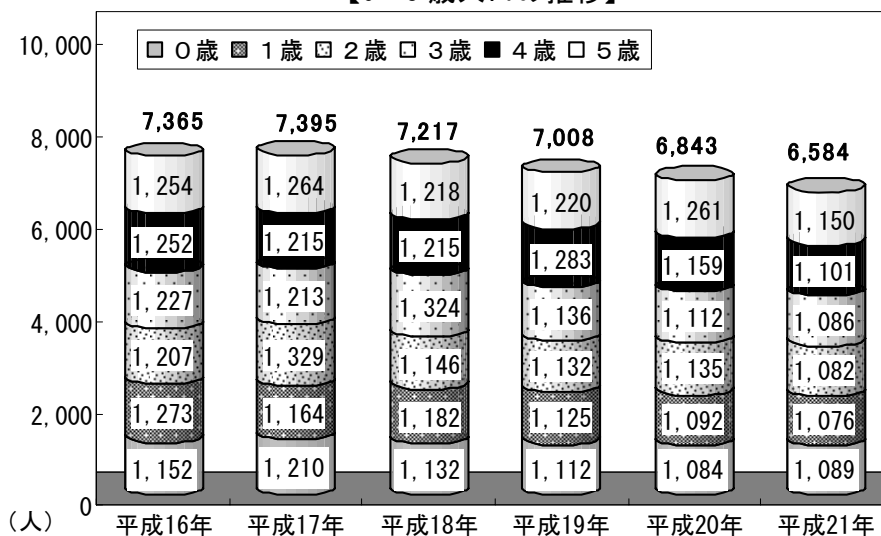


資料：全国-総務省統計局 推計人口（平成 21 年 1 月 1 日現在 確定値）
 福岡県-住民基本台帳人口（平成 21 年 3 月 31 日現在）
 春日市-住民基本台帳及び外国人登録等人口（平成 21 年 4 月 1 日現在）

③児童人口の推移

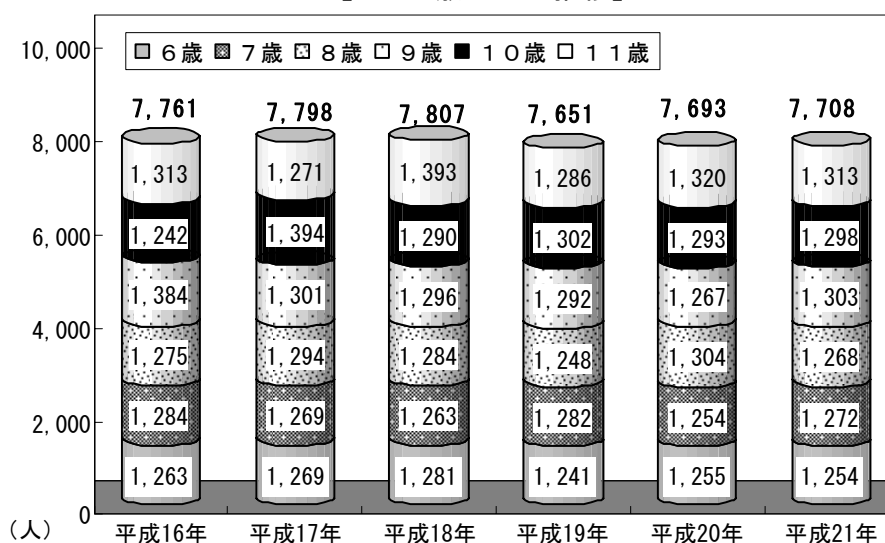
児童人口の推移をみると、6～11 歳人口は 7,700 人前後で推移しているものの、0～5 歳人口は減少を続けており、平成 21 年 4 月 1 日現在、0～5 歳人口は 6,584 人となっています。

【0～5 歳人口の推移】



資料：住民基本台帳人口及び外国人登録等人口（各年 4 月 1 日現在）

【6～11 歳人口の推移】



資料：住民基本台帳人口及び外国人登録等人口（各年4月1日現在）

④県内からの人口異動

春日市の県内における人口異動は転入・転出ともに福岡市が第1位となっており、特に福岡市からの転入者は全体の45.03%を占めています。また、第2・3位は転入・転出ともに大野城市、那珂川町となっています。

【県内からの人口移動（転入・転出）】

●転入● (単位：人)

順位	市町村名	人口			構成比 (%)
		総数	男性	女性	
1	福岡市	1,947	977	970	45.03
2	大野城市	559	270	289	14.08
3	那珂川町	231	115	116	5.82
4	北九州市	225	120	105	5.67
5	筑紫野市	179	97	82	4.51
6	太宰府市	105	48	57	2.64
7	飯塚市	53	24	29	1.33
8	粕屋町	32	17	15	0.81
9	朝倉市	30	13	17	0.76
10	志免町	27	15	12	0.68

※総合計：3,971人（11位以下含む）

●転出● (単位：人)

順位	市町村名	人口			構成比 (%)
		総数	男性	女性	
1	福岡市	1,077	596	481	21.99
2	大野城市	746	385	361	15.23
3	那珂川町	373	178	195	7.62
4	太宰府市	258	140	118	5.27
5	北九州市	217	132	85	4.43
6	筑紫野市	184	98	86	3.76
7	久留米市	129	63	66	2.63
8	小郡市	78	37	41	1.59
9	宇美町	49	24	25	1.00
10	前原市	48	23	25	0.98

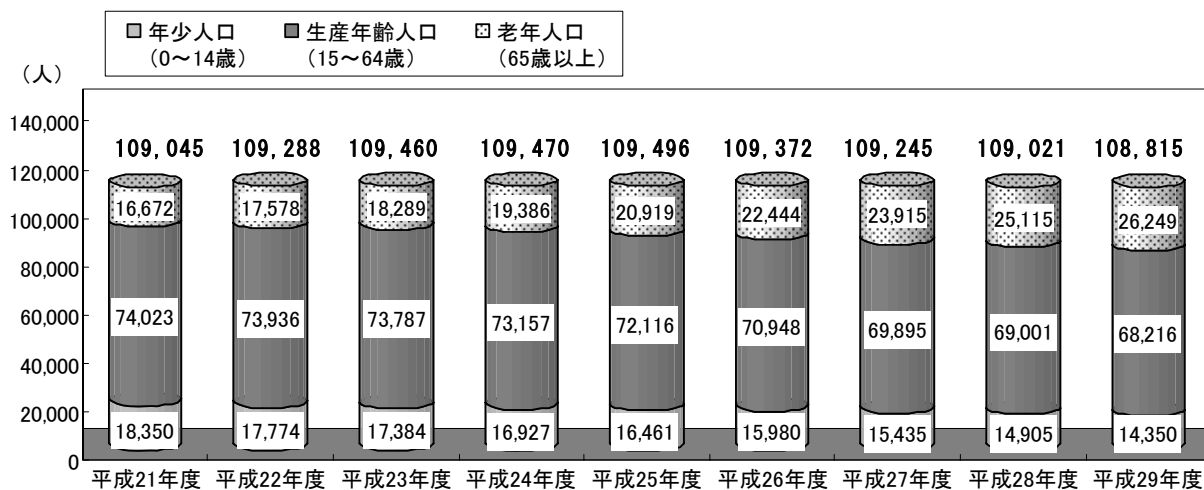
※総合計：4,897人（11位以下含む）

資料：住民基本台帳人口及び外国人登録等（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

⑤将来人口推計

春日市の将来人口の推計結果をみると、春日市の総人口は今後も 109,000 人前後で推移する見込みです。また、年齢 3 区分別にみると、老年人口（65 歳以上）は増加、生産年齢人口（15～64 歳）・年少人口（0～14 歳）は減少を続け、平成 23 年以降は老年人口が年少人口を上回ると予測されます。

【将来人口推計】



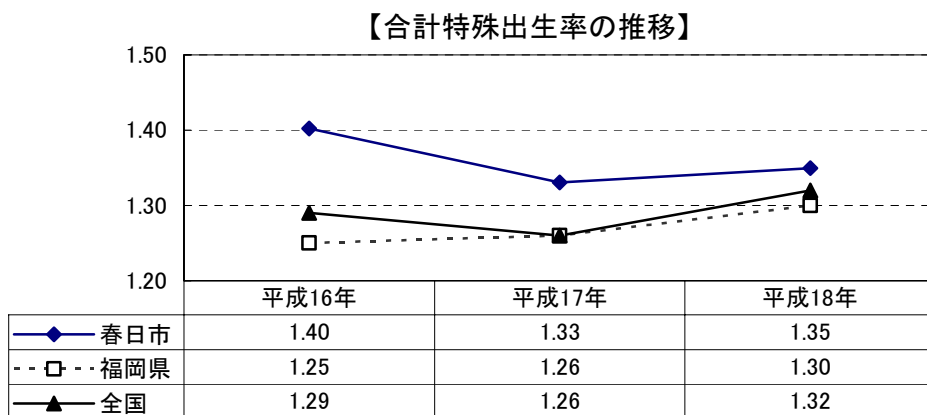
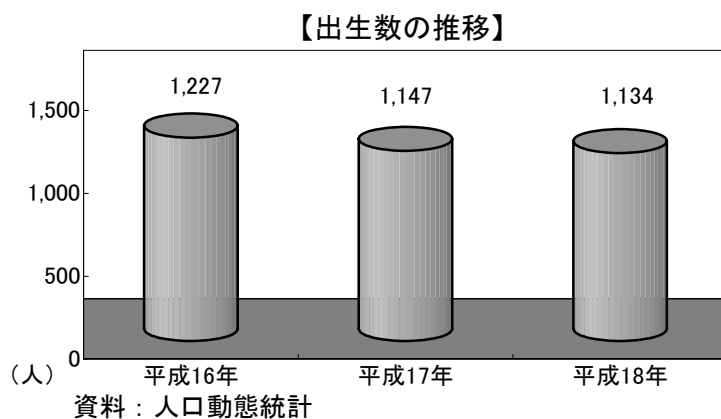
資料：平成 17～21 年度住民基本台帳及び外国人登録等をもとにコーホート変化率法により推計。
平成 21 度は実績値。

(2) 出生の状況

①出生数と合計特殊出生率

春日市の出生数は緩やかに減少しており、平成18年では1,134人となっています。

また、春日市の合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数）は、平成18年で1.35人となっています。春日市は福岡県・全国に比べて高い水準で推移しているものの、その差は近づきつつあります。

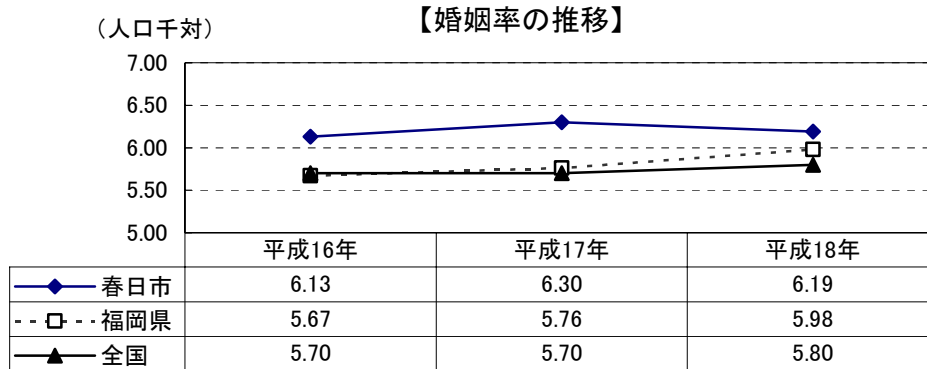


資料：全国・県-人口動態統計、春日市-人口動態統計等をもとに算出。

(3) 婚姻の状況

① 婚姻率の推移

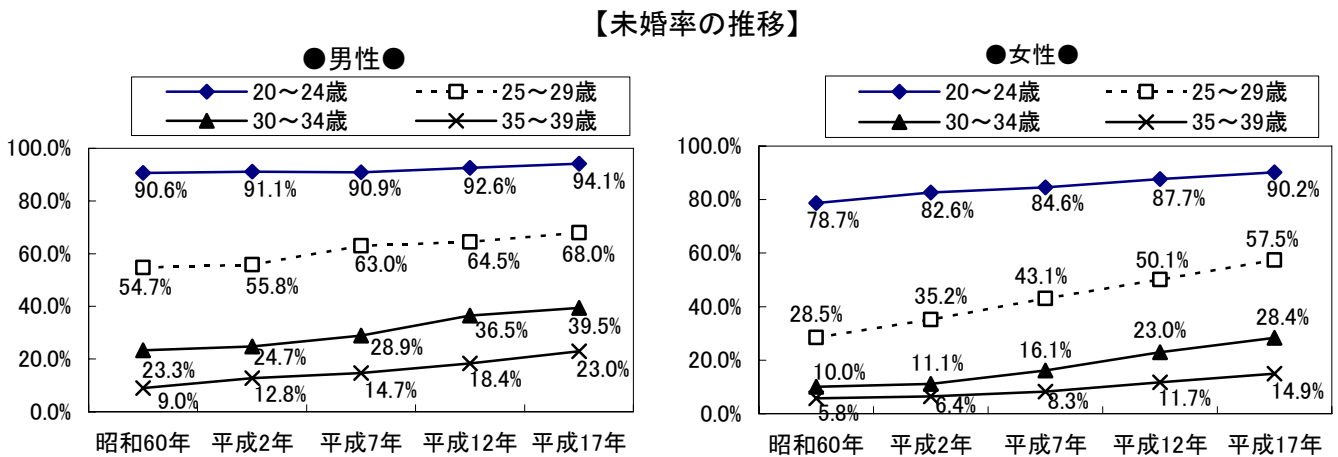
春日市の婚姻率は、福岡県・全国に比べてやや高い水準で推移しており、平成18年では6.19となっています。



資料：人口動態統計

② 未婚率の推移

春日市の未婚率は、男性・女性ともに、全ての年代で上昇しており、特に女性の20代後半で顕著です。また、福岡県・全国に比べると、概ね未婚率は低くなっています。



資料：国勢調査

【未婚率の比較〔春日市・福岡県・全国〕（平成17年）】

(単位：人)

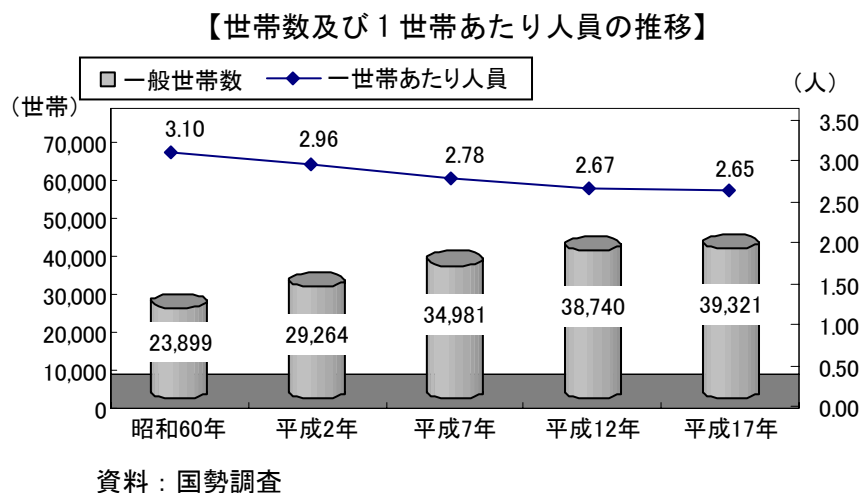
	男性					女性				
	春日市			福岡県 未婚率	全国 未婚率	春日市			福岡県 未婚率	全国 未婚率
	総数	未婚数	未婚率			総数	未婚数	未婚率		
15～19歳	3,243	3,233	99.7%	99.6%	99.6%	3,337	3,318	99.4%	99.1%	99.1%
20～24歳	3,326	3,131	94.1%	93.3%	93.4%	3,456	3,116	90.2%	89.6%	88.7%
25～29歳	3,570	2,428	68.0%	70.5%	71.4%	3,641	2,092	57.5%	62.3%	59.0%
30～34歳	4,279	1,690	39.5%	45.3%	47.1%	4,580	1,300	28.4%	34.9%	32.0%
35～39歳	3,952	907	23.0%	28.1%	30.0%	4,317	643	14.9%	20.5%	18.4%
40～44歳	3,753	518	13.8%	20.1%	22.0%	4,018	387	9.6%	13.8%	12.1%
45～49歳	3,537	344	9.7%	15.3%	17.1%	3,650	241	6.6%	9.9%	8.2%

資料：国勢調査（平成17年）

(4) 家庭の状況

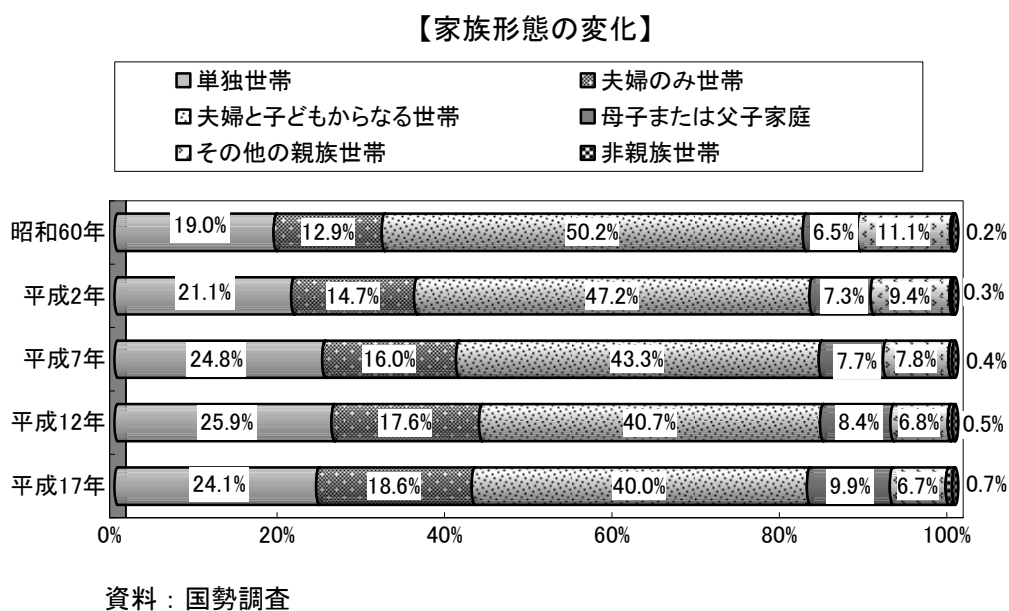
①世帯数及び1世帯あたり人員の推移

国勢調査における春日市の世帯数の推移をみると、世帯数は増加を続けており、平成17年では39,321世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は、平成17年で2.65人と減少を続けており、世帯の少人数化が進行していることがわかります。



②家族形態の推移

国勢調査における家族形態の変化をみると、単独世帯や夫婦のみ世帯、母子または父子家庭世帯等は増加傾向にあり、夫婦と子どもからなる世帯等は減少傾向にあります。



③ひとり親家庭の状況

春日市の一般世帯数に占めるひとり親家庭の割合は、母子・父子世帯ともに福岡県とほぼ同率となっており、また母子世帯については、全国の割合を上回っています。

【ひとり親家庭の状況（平成17年）】（単位：世帯）

	一般世帯数	母子世帯				父子世帯	
		母子世帯		父子世帯		父子世帯	
		実数	一般世帯に占める割合	実数	一般世帯に占める割合	実数	一般世帯に占める割合
春日市	39,321	847	2.2%	73	0.2%		
福岡県	1,984,662	38,806	2.0%	3,957	0.2%		
全国	49,062,530	749,048	1.5%	92,285	0.2%		

資料：国勢調査（平成17年）

（５）就業の状況

①昼夜間人口

国勢調査による春日市の昼間人口・常住人口はともに増加を続けています。また、常住人口に対する昼間人口の割合は、就業・就学を含め春日市内で生活をする人（昼間）は増加傾向にあります。

就業地・通学地による人口の状況をみると、春日市に住んでいる就業者・通学者のうち、他市町村に従業・通学する人が7割弱（66.7%）を占めています。

【昼夜間人口】（単位：人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
昼間人口	67,078	74,035	80,506	82,166
常住人口	88,516	99,063	104,728	106,077
昼間人口/常住人口	75.8%	74.7%	76.9%	77.5%

資料：国勢調査

【就業地・通学地による人口の状況（平成17年）】

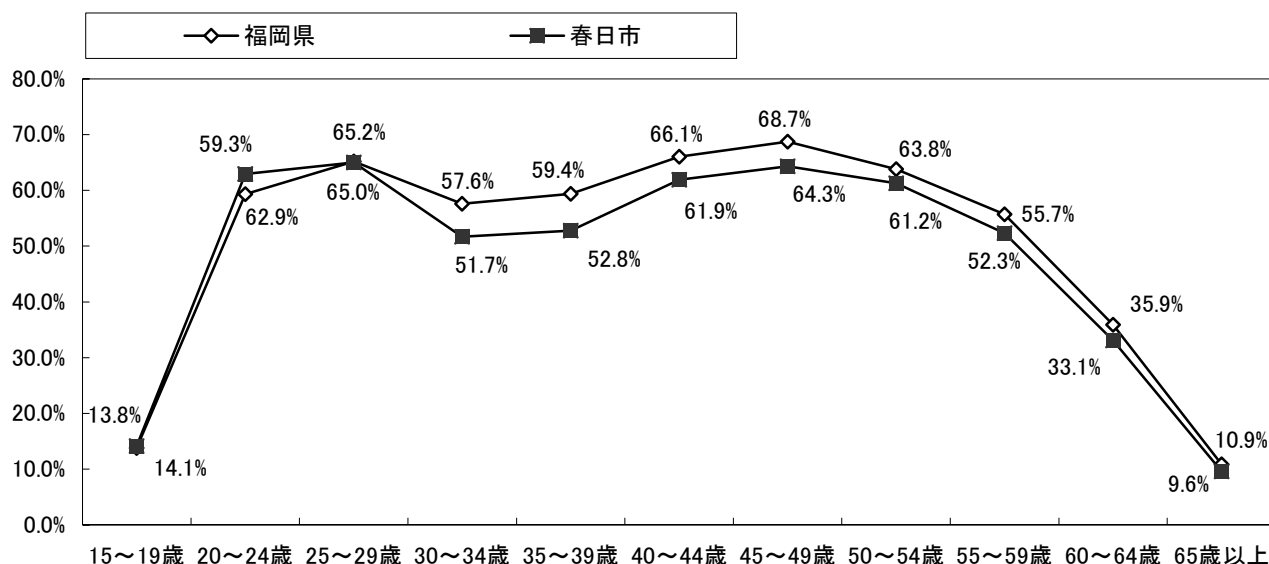
	人数	割合
春日市に常住する就業者・通学者	57,007	
春日市で従業・通学	19,006	33.3%
他市町村で従業・通学	38,001	66.7%

資料：国勢調査（平成17年）

②女性の年齢別就業率

国勢調査における女性の年齢別就業率をみると、30代で就業率が5割程度に低下しており、30代の女性では結婚や出産をきっかけにした離職が多いことがわかります。また、40代以降も、福岡県に比べて女性の就業率は低く推移しています。

【女性の年齢別就業率（平成17年）】

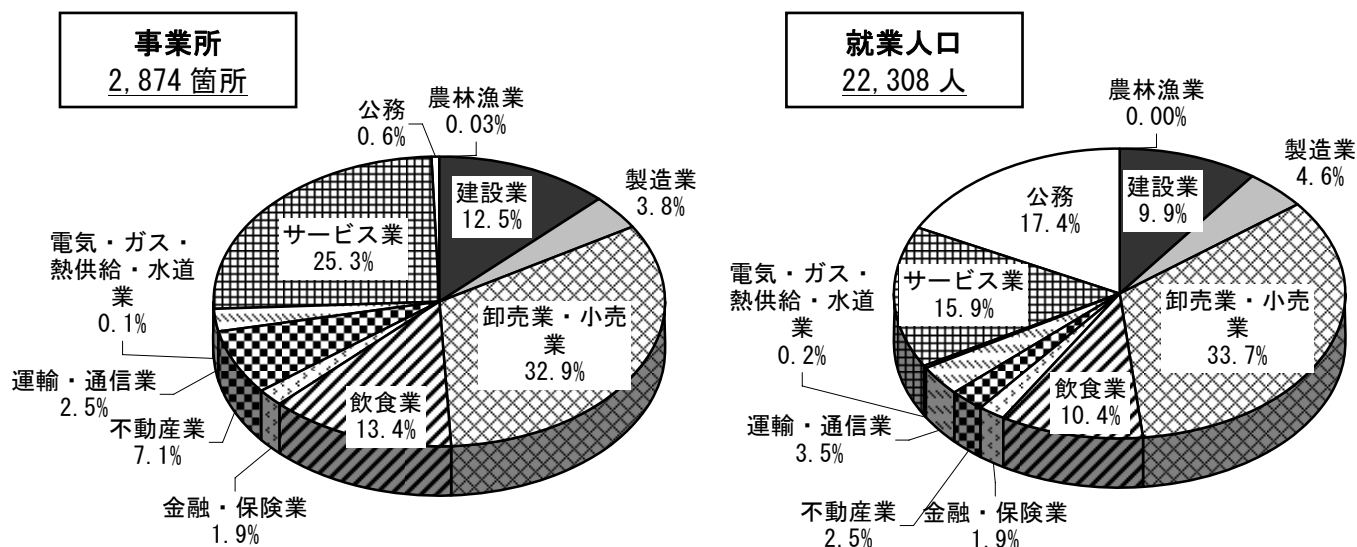


資料：国勢調査

③産業分類別事業所と就業人口

春日市の事業所・就業人口を産業分類別にみると、平成18年現在、事業所・就業人口ともに卸売業・小売業が最も多くなっています。また、このほか事業所ではサービス業や飲食業、建設業が多く、就業人口は公務やサービス業が多くなっています。

【産業分類別事業所と就業人口（平成18年）】



資料：事業所統計

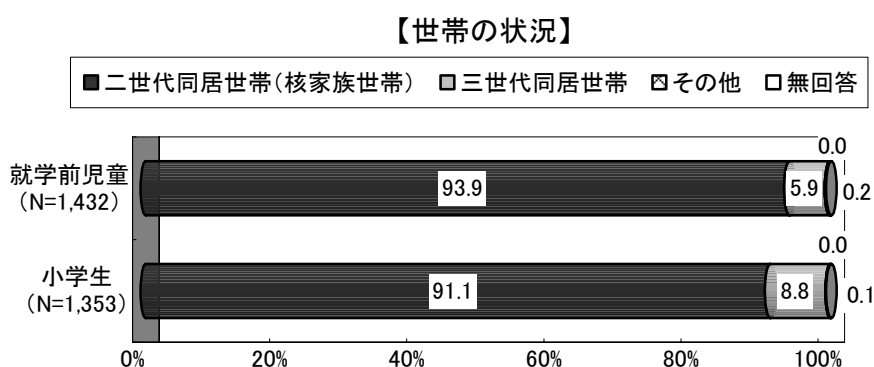
3 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況

平成 20 年度に実施したニーズ調査の結果からみた、子育て家庭の状況や、春日市の子育て環境に対する市民の評価、施策に対する要望等は以下のとおりです。

(1) 子育て家庭の状況

①世帯の状況

就学前児童・小学生ともに、「二世帯同居世帯（核家族世帯）」（就学前児童：93.9%、小学生：91.1%）が 9 割以上と大半を占めています。

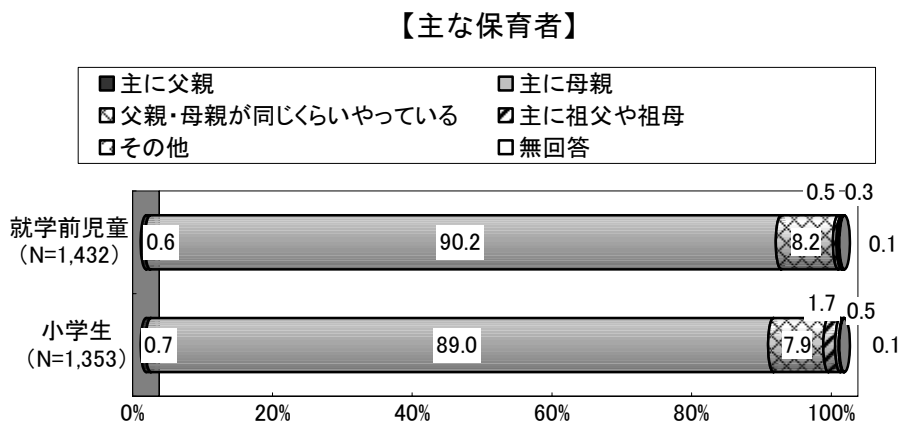


(注 1) 図表中の「就学前児童」とは就学前児童用調査結果、「小学生」とは小学生用調査結果を表す（以下、同じ）。

(注 2) 図表中の「N」とは回答者数を表す（以下、同じ）。

②主な保育者

就学前児童・小学生ともに 9 割（就学前児童：90.2%、小学生：89.0%）は、主に母親が子どもの世話をしており、父母が同じくらいやっている世帯は 1 割未満です（就学前児童：8.2%、小学生：7.9%）。

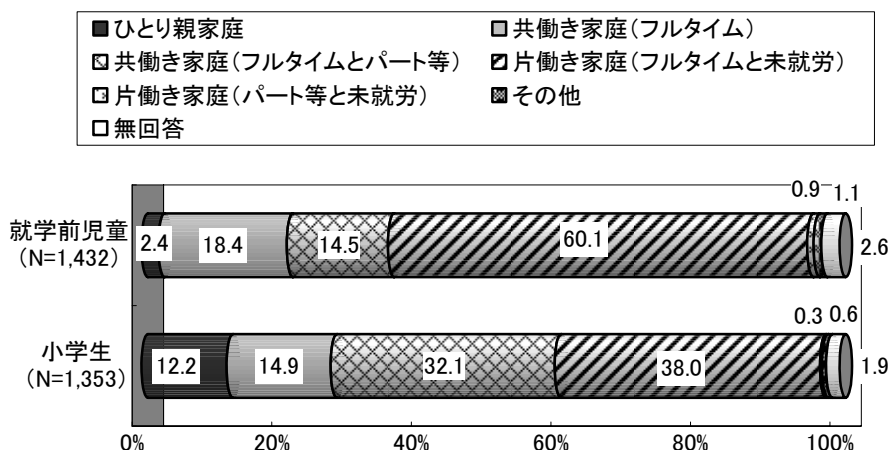


(2) 保護者の就労状況

①保護者の就労状況

父親・母親の就労状況別に家庭類型を整理すると、就学前児童では「片働き家庭（フルタイムと未就労）」が6割（60.1%）で最も多くなっています。また、小学生でも「片働き家庭（フルタイムと未就労）」（38.0%）が最も多いものの、子どもの年齢があがるとともに、就労する母親が増えることから「共働き家庭（フルタイムとパート等）」も3割強（32.1%）と多くなっています。

【保護者の就労状況別家庭類型】

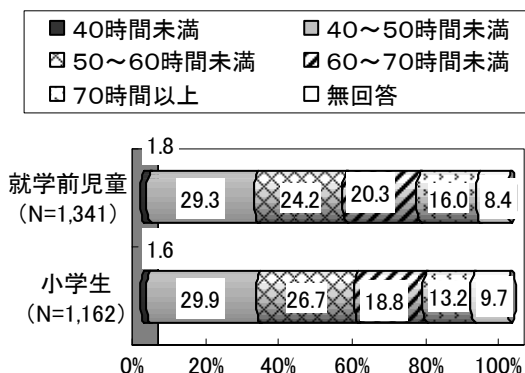


②フルタイム就労者の1週あたり就労時間

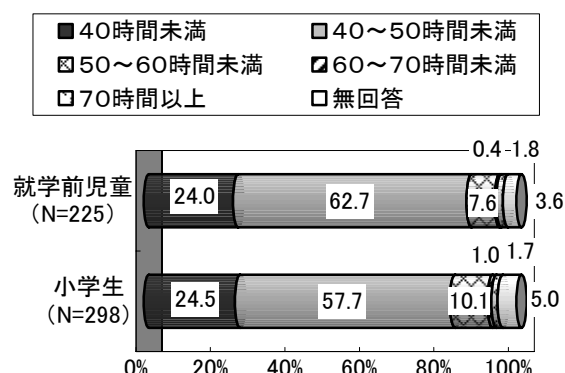
フルタイムで就労している保護者の週あたり就労時間をみると、就学前児童・小学生ともに、父親では「40～50 時間未満」（就学前児童：29.3%、小学生：29.9%）が最も多く、次いで「50～60 時間未満」（就学前児童：24.2%、小学生：26.7%）となっています。また、国が長時間労働と定義している「週 60 時間以上」働いている人も3割を超えています（就学前児童：36.3%、小学生：32.0%）。

母親は、父親に比べて、就労時間が短い人の割合が高く、就学前児童・小学生ともに「40～50 時間未満」が6割前後（就学前児童：62.7%、小学生：57.7%）を占めて最も多く、次いで「40 時間未満」（就学前児童：24.0%、小学生：24.5%）となっています。

【父親の週あたり就労時間】



【母親の週あたり就労時間】

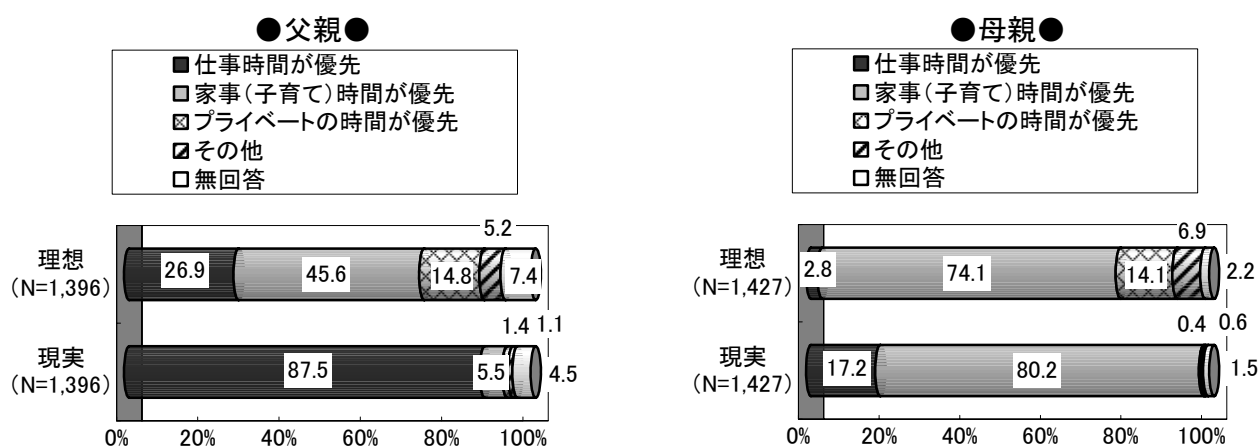


③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の状況

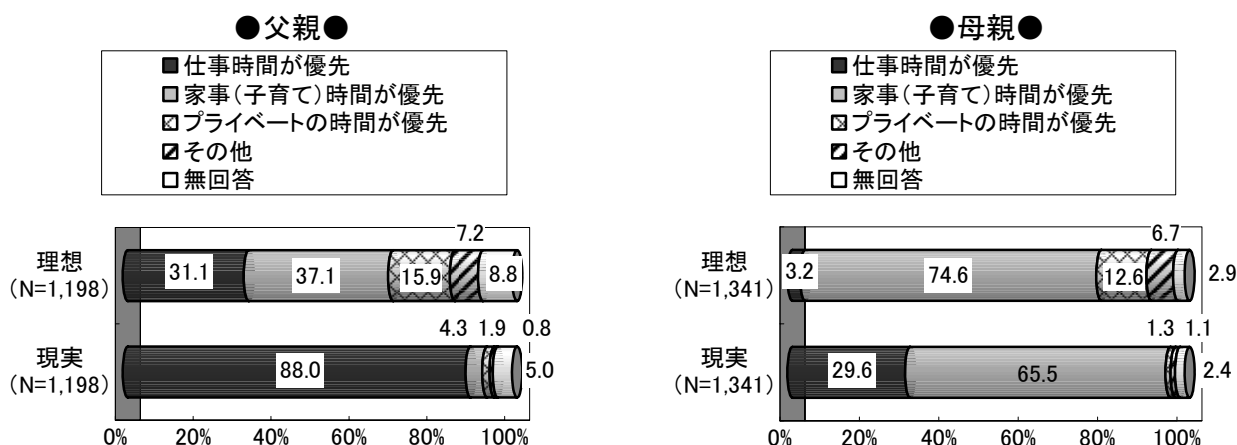
就学前児童・小学生ともに父親の理想では「家事（子育て）時間が優先」（就学前児童：45.6%、小学生：37.1%）が最も多いものの、現実には「仕事時間が優先」（就学前児童：87.5%、小学生：88.0%）が8割を超えており、理想と現実の差が大きくなっています。

一方、母親では、理想・現実ともに「家事（子育て）時間が優先」が最も多く、父親に比べて理想と現実の差が小さくなっています。ただし、小学生では「仕事時間が優先」については、理想は3.2%ですが、現実では3割（29.6%）の人が仕事時間優先になっており、この割合は就学前児童の母親より高くなっています。

【就学前児童保護者のワーク・ライフ・バランス】



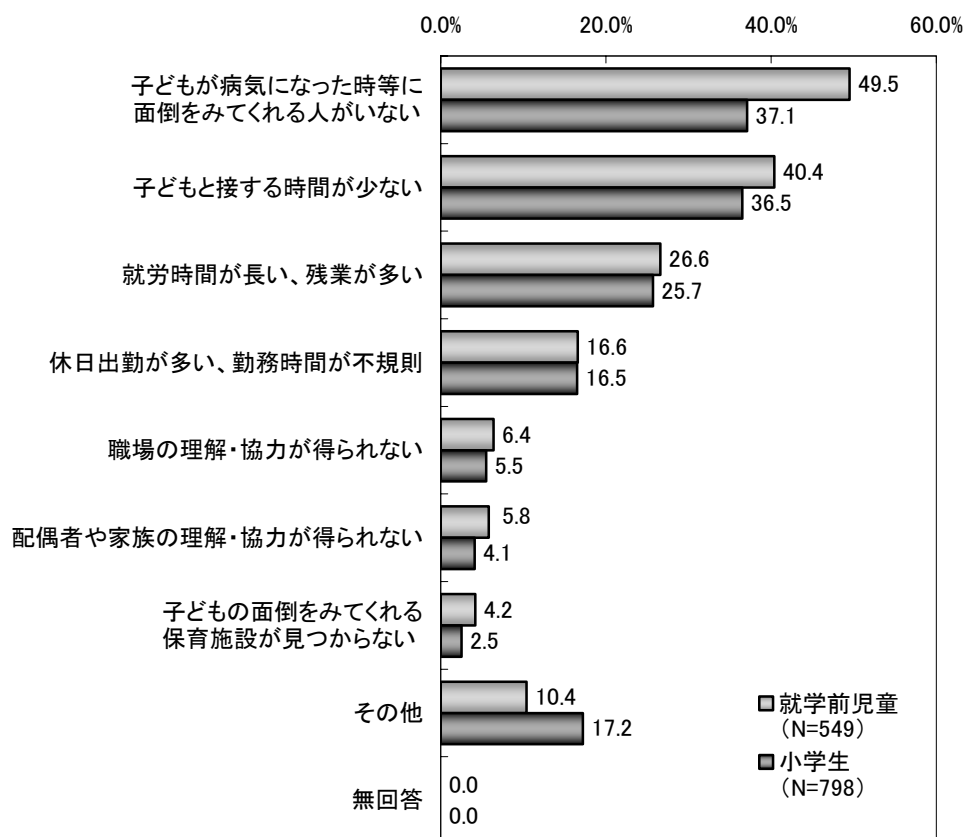
【小学生保護者のワーク・ライフ・バランス】



④子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じること

子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じることは、就学前児童・小学生ともに「子どもが病気になった時等に面倒をみてくれる人がいない」(就学前児童：49.5%、小学生：37.1%)が最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」(就学前児童：40.4%、小学生：36.5%)、「就労時間が長い、残業が多い」(就学前児童：26.6%、小学生：25.7%)となっています。

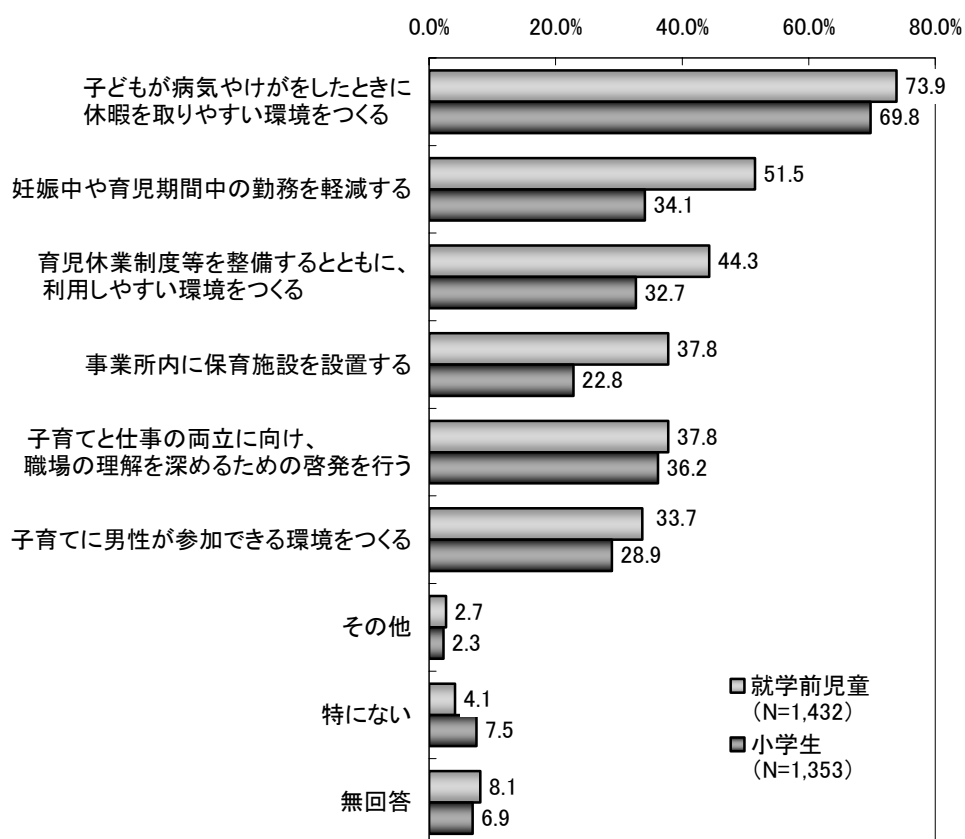
【子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じること】(複数回答2つまで)



⑤子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

子育てと仕事の両立支援として企業に期待することは、就学前児童・小学生ともに「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」が7割前後（就学前児童：73.9%、小学生：69.8%）で最も多くなっています。また、これに次いで就学前児童では「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する」（51.5%）、「育児休業制度等を整備するとともに、利用しやすい環境をつくる」（44.3%）、小学生では「子育てと仕事の両立に向け、職場の理解を深めるための啓発を行う」（36.2%）、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する」（34.1%）となっています。

【子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること】（複数回答）

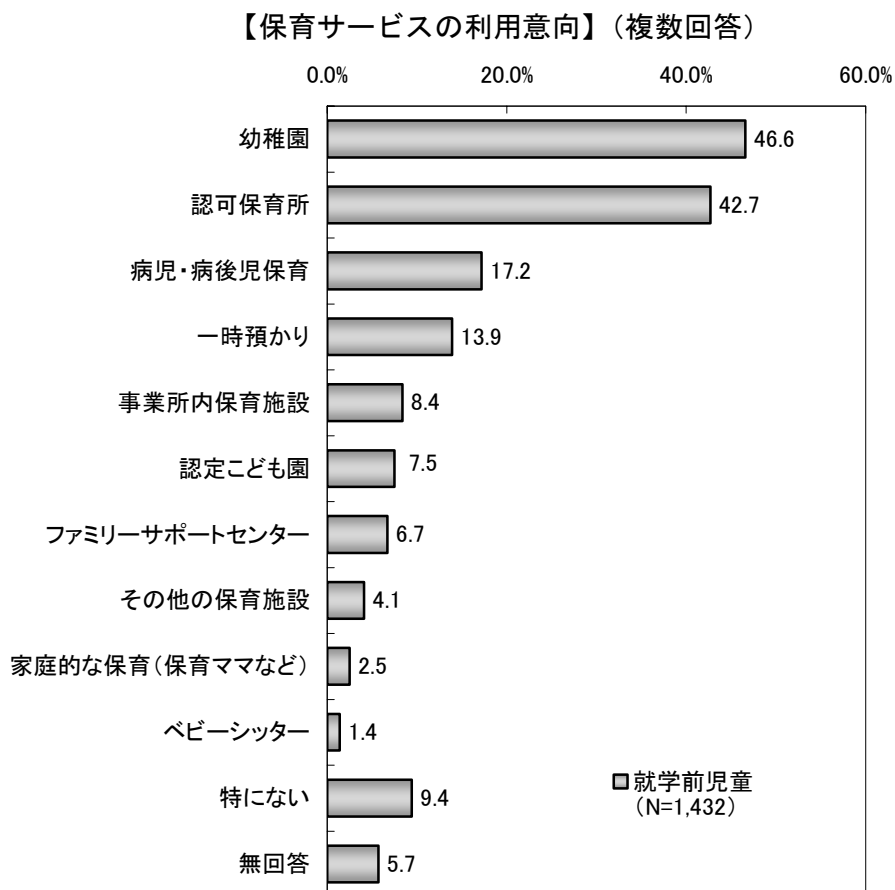


(3) 保育サービスの利用意向

①保育サービスの利用意向

就学前児童の保護者が今後利用したいと思う保育サービスは「幼稚園」(46.6%)、「認可保育所」(42.7%) がそれぞれ4割を超えて1・2位を占めています。

また、「病児・病後児保育」(17.2%)、「一時預かり」(13.9%) の利用意向もそれぞれ1割を超えています。



(4) 子育て支援サービスの利用状況・満足度・利用意向

①子育て支援サービスの認知度・利用率・満足度〔就学前児童〕

就学前児童を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率が高いサービスは、「児童センター」、「保育所・幼稚園のおさそい行事」、「妊産婦及び新生児訪問事業」、「すくすく育児相談」であり、利用率はそれぞれ3～6割となっています。

利用者の満足度はどのサービスも7割以上と高く、特に「保育所・幼稚園のおさそい行事」「心理発達相談」「保育所の園庭開放」「子育てサロン」「すくすく育児相談」では9割を超えています。

今後の利用意向についても、現在の利用率と同様に「児童センター」、「保育所・幼稚園のおさそい行事」が上位にあがっており、過半数が利用を希望しています。

【子育て支援サービスの利用率・満足度・利用意向 上位5サービス〔就学前児童〕】（複数回答）

	利用率	満足度	利用意向
1 位	児童センター (57.8%)	保育所・幼稚園のおさそい行事 (93.1%)	児童センター (57.5%)
2 位	保育所・幼稚園のおさそい行事 (39.3%)	心理発達相談 (90.6%)	保育所・幼稚園のおさそい行事 (50.5%)
3 位	妊産婦及び新生児訪問事業 (38.1%)	保育所の園庭開放 (90.6%)	保育所の園庭開放 (36.3%)
4 位	すくすく育児相談 (34.0%)	子育てサロン (90.2%)	子育てサロン (31.0%)
5 位	子育てサロン (24.9%)	すくすく育児相談 (90.1%)	すくすく育児相談 (29.5%)

②子育て支援サービスの認知度・利用率・満足度〔小学生〕

小学生を対象とした子育て支援サービスのうち、利用率が最も高いサービスは、「児童センター」(59.6%)であり、その他のサービスはいずれも1割強以下の利用に留まっています。

利用者の満足度はどのサービスも8割以上と高く、特に「子育てカレンダー」「アンビシャス広場づくり事業」では9割を超えています。

今後の利用意向についても、現在の利用率と同様に「児童センター」(46.7%)で最も高く、半数程度が利用を希望しています。

【子育て支援サービスの利用率・満足度・利用意向 上位5サービス〔小学生〕】（複数回答）

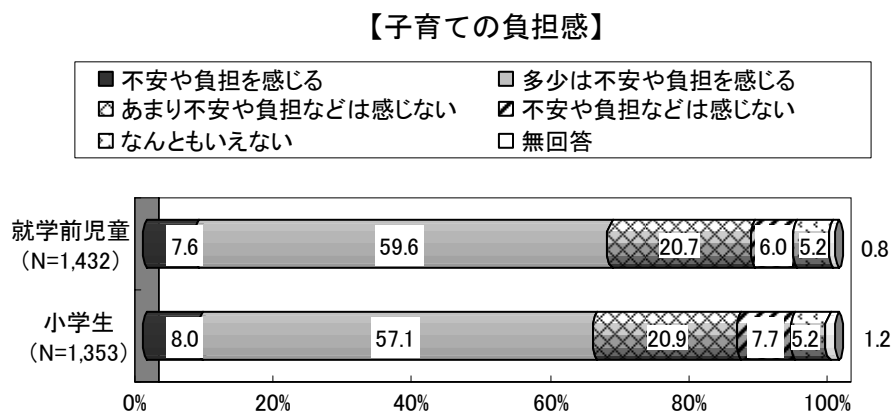
	利用率	満足度	利用意向
1 位	児童センター (59.6%)	子育てカレンダー (96.8%)	児童センター (46.7%)
2 位	アンビシャス広場づくり事業 (12.6%)	アンビシャス広場づくり事業 (91.8%)	アンビシャス広場づくり事業 (13.5%)
3 位	家庭教育学級 (7.9%)	家庭教育学級 (89.7%)	子ども相談・子育て相談 (10.1%)
4 位	子ども相談・子育て相談 (7.2%)	親子ふれあい事業 (88.2%)	家庭教育学級 (8.6%)
5 位	子育てカレンダー (4.7%)	児童センター (86.7%)	親子ふれあい事業 (8.4%)

(5) 子育てに対する意識等

①子育ての負担感

子育ての負担感については、就学前児童・小学生ともに「多少は不安や負担を感じる」が6割程度（就学前児童：59.6%、小学生：57.1%）を占めて最も多く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」（就学前児童：20.7%、小学生：20.9%）となっています。

また、「不安や負担を感じる」と「多少は不安や負担を感じる」をあわせると、就学前児童・小学生ともに7割弱（就学前児童：67.2%、小学生：65.1%）の保護者が子育てに不安や負担を感じることがあります。

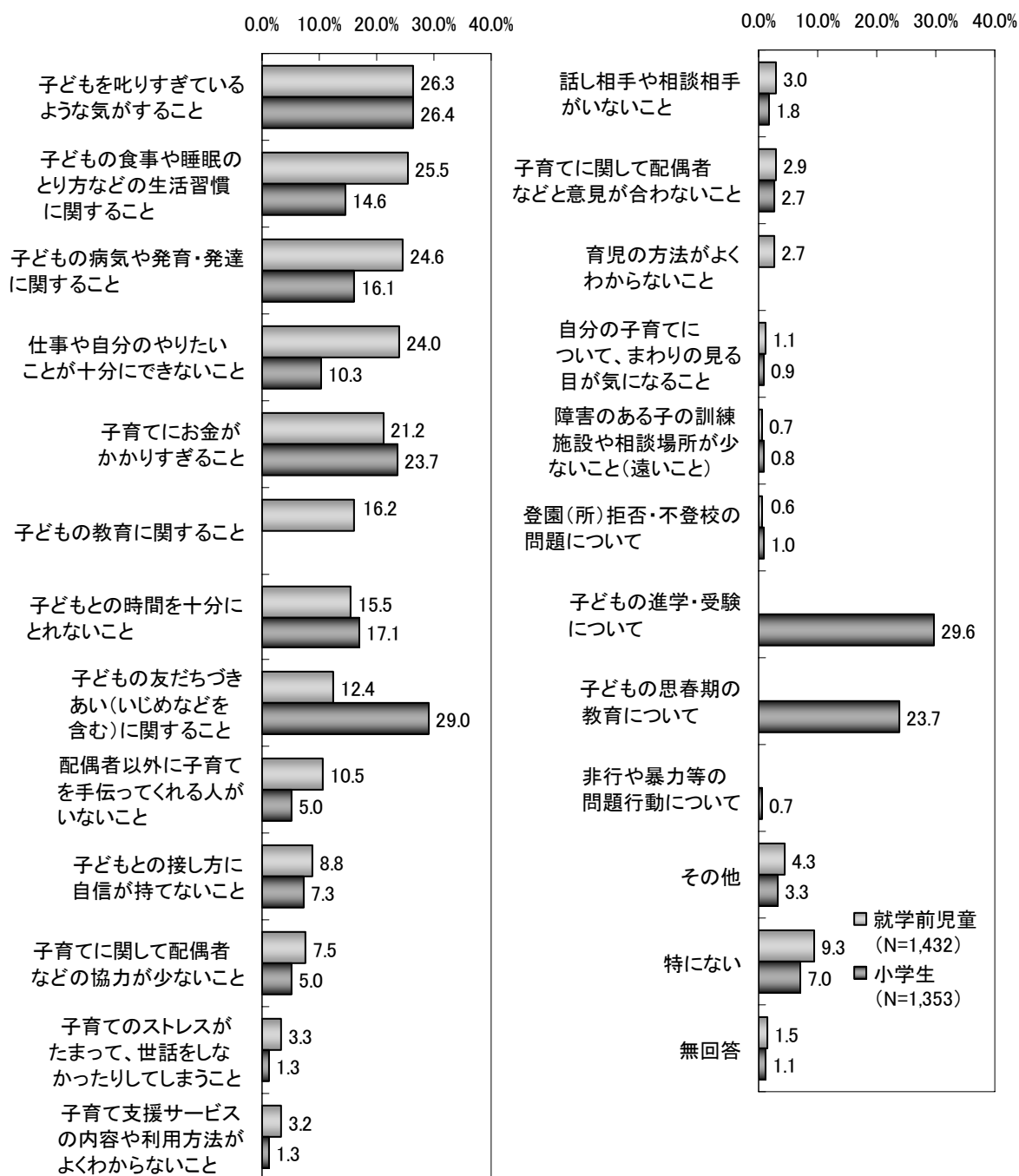


②子育ての悩み

子育てに関する悩みは、就学前児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」と(26.3%)が最も多く、次いで「子どもの食事や睡眠のとり方などの生活習慣に関する事」(25.5%)、「子どもの病気や発育・発達に関する事」(24.6%)となっています。

小学生では「子どもの進学・受験について」(29.6%)が最も多く、次いで「子どもの友だちづきあい(いじめなどを含む)に関する事」(29.0%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」と(26.4%)となっています。

【子育ての悩み】(複数回答)



※「子どもの教育に関する事」「育児の方法がよくわからない」は就学前児童のみ。「子どもの進学・受験について」「子どもの思春期の教育について」「非行や暴力等の問題行動について」は小学生のみ。

（６）春日市の子育て環境に対する評価

①子育て環境に対する分野別の評価

春日市の子育て環境の分野別評価をみると、保護者の評価が高い項目は、就学前児童では「妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくり支援がある」、「気軽に相談できる相談窓口がある」、「教育環境が充実している」、小学生では「子どもを犯罪・事故等から守る取り組みがある」、「教育環境が充実している」であり、これらは半数の人が評価しています。

一方、評価が低い項目は、就学前児童・小学生ともに「経済的負担軽減の取り組みがある」が４割強で最も高くなっています。その他、就学前児童では「子どもや保護者にやさしいまちづくりがなされている」、「企業・行政等が子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる」、小学生では「小児医療体制が充実している」、「子どもや保護者にやさしいまちづくりがなされている」等で評価が低くなっています。

【春日市の子育て環境で評価が高い項目】（複数回答上位５項目）

	就学前児童	小学生
１位	妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくり支援がある（51.4%）	子どもを犯罪・事故等から守る取り組みがある（56.0%）
２位	気軽に相談できる相談窓口がある（49.9%）	教育環境が充実している（54.5%）
３位	教育環境が充実している（49.2%）	小中学生等がさまざまな体験ができる場・機会がある（45.8%）
４位	保育サービス等が利用しやすい（47.7%）	地域の人等による子育て支援が活発（43.3%）
５位	地域の人等による子育て支援が活発（40.5%）	妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくり支援がある（37.3%）

【春日市の子育て環境で評価が低い項目】（複数回答上位５項目）

	就学前児童	小学生
１位	経済的負担軽減の取り組みがある（42.1%）	経済的負担軽減の取り組みがある（44.6%）
２位	子どもや保護者にやさしいまちづくりがなされている（35.5%）	小児医療体制が充実している（31.9%）
３位	企業・行政等が子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる（28.8%）	子どもや保護者にやさしいまちづくりがなされている（31.5%）
４位	小児医療体制が充実している（24.7%）	企業・行政等が子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる（30.9%）
５位	授乳やおむつ交換できる場所等の子育て環境が整っている（22.3%）	思春期の子どもの健康づくり支援がある（27.5%）

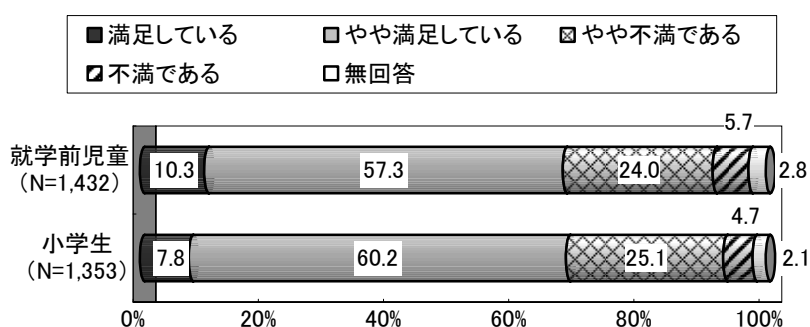
②春日市の子育て環境に対する総合評価

春日市の子育て環境に対する総合評価（満足度）は、就学前児童・小学生ともに「やや満足している」が6割前後（就学前児童：57.3%、小学生：60.2%）を占めて最も多く、次いで「やや不満である」（就学前児童：24.0%、小学生：25.1%）となっています。

「満足している」と「やや満足している」をあわせると、就学前児童・小学生ともに7割弱（就学前児童：67.6%、小学生：68.0%）が春日市の子育て環境に満足しています。

また、平成17年度に前期計画策定に際して実施した調査（以下、「前回調査」という。）と比較すると、春日市の子育て環境に対する満足度（満足＋やや満足の割合）は、就学前児童・小学生ともに7ポイント程度高まっています。

【春日市の子育て環境に対する総合評価】



【春日市の子育て環境に対する総合評価（前回調査との比較）】

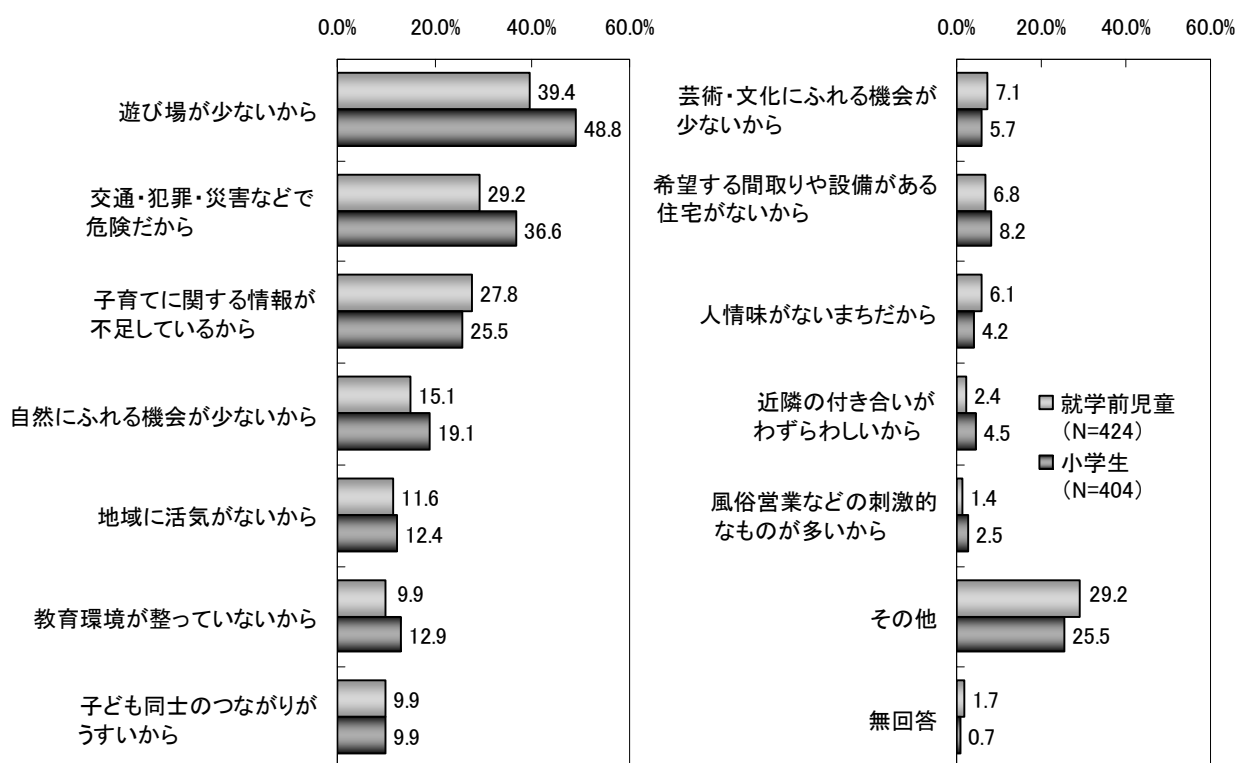
		満足 (満足＋やや満足)	不満 (やや不満＋不満)	無回答
就学前児童	前回調査	60.2%	38.3%	1.4%
	今回調査	67.6%	29.7%	2.8%
小学生	前回調査	61.4%	37.4%	1.1%
	今回調査	68.0%	29.8%	2.1%

③春日市の子育て環境に不満な理由

春日市の子育て環境に不満を感じている人の、その理由については、就学前児童・小学生ともに「遊び場が少ないから」（就学前児童：39.4%、小学生：48.8%）が最も多くなっています。

この他、「交通・犯罪・災害などで危険だから」（就学前児童：29.2%、小学生：36.6%）、「子育てに関する情報が不足しているから」（就学前児童：27.8%、小学生：25.5%）、等が共通して上位にあがっています。

【春日市の子育て環境に不満な理由】（複数回答 3 つまで）



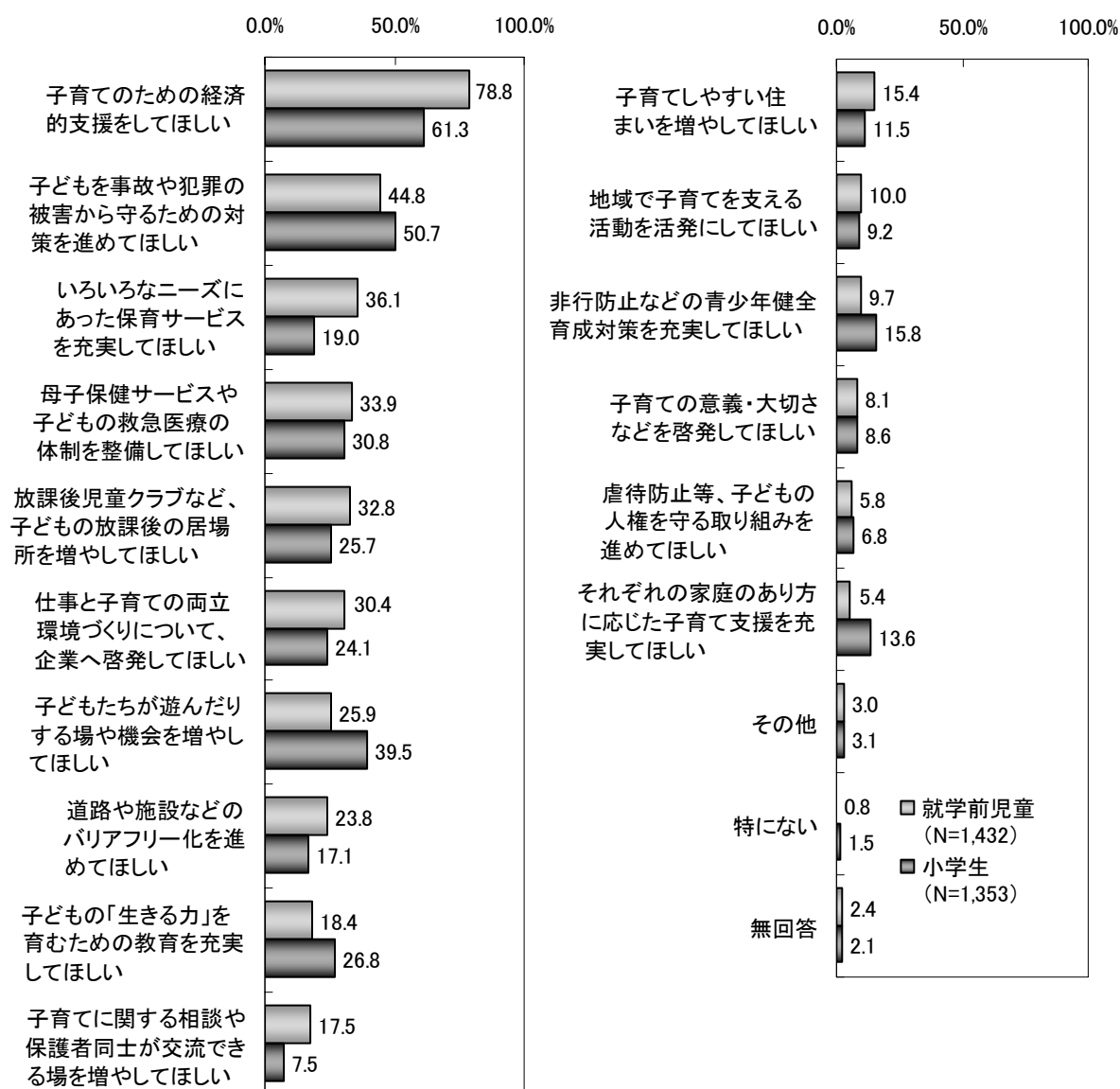
(7) 子育て支援として春日市に期待すること

①子育て支援として春日市に期待すること

子どもを健やかに生み育てるために春日市に期待することは、就学前児童・小学生ともに「子育てのための経済的支援をしてほしい」(就学前児童：78.8%、小学生：61.3%)が最も多く、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進めてほしい」(就学前児童：44.8%、小学生：50.7%)となっています。また、これに次いで、就学前児童では「いろいろなニーズにあった保育サービスを充実してほしい」(36.1%)、小学生では「子どもたちが遊んだりする場や機会を増やしてほしい」(39.5%)となっています。

また、自由回答においても、保育所等の保育サービスや学童保育の充実に関する意見や、事故・犯罪対策の充実に関する意見が多くみられました。

【子育て支援として春日市に期待すること】(複数回答)



4 グループインタビュー等からみる子どもと子育て家庭の状況

今回の計画策定に際して実施した子育て関係団体等に対するグループインタビュー、及び計画策定協議会委員からの意見聴取結果からみた春日市の子育て環境に対する市民の評価、施策に対する要望等は以下のとおりです。

(1) 春日市の子育て環境で評価できるところ

春日市の子育て環境で評価できるところ（よい点）については、子どもに関わる施設やサービスが充実している、情報提供が豊富である等の意見が多く見られました。

また、自治会主催の子育てサロン等の地域を主体とした子育て支援やボランティア活動が活発であることも評価されています。

- 子どもに関わる施設が充実している（子育て支援センター、児童センター、スポーツセンター、図書館、公園 等）。
- 子育て支援サービスが充実している（保育所・幼稚園、学童保育等の保育サービス、家庭教育学級や障がい児交流 等）。
- 子育てに関する情報提供が豊富（市報や子育てカレンダー 等）だが、行き届きにくい人もいる。
- 教育環境・教育施策が充実している。
- 地域での子育て支援活動や子育てボランティア等が活発（自治会主催の子育てサロン 等）。

(2) 春日市の子育て環境で改善が必要なところ、課題解決に必要な取り組み

春日市の子育て環境で改善が必要なところとしては、子育て関連情報の一元化や支援へつながらない人への対応等があがっており、子どもに関する施設や支援サービス等は一定整備されているので、これらの施設・サービスを市民が有効に活用できるよう、情報を集約・発信したり、利用をコーディネートしたりする仕組みの強化が求められています。

保育サービスの充実や、小学生～高校生等を対象とした教育や健全育成施策の充実、要保護児童に対する支援ネットワークの強化等についても改善が必要との意見があがっています。

また、次代の親の育成という観点から、保護者に対する意識啓発や教育等の「親育て」の支援や若者の雇用対策の必要性についても指摘されているほか、道路交通環境の改善や防犯対策等、安全・安心なまちづくりに対する要望もあがっています。

- 子育て関連情報が一元化されていない。情報集約、情報共有のネットワークが必要である。
- 子育て支援等の場に参加できない（しない）人がある。支援を必要とする人と行政サービス等をつなぐ調整役（コーディネーター）が必要である。
- 保育サービスの改善が必要である（保育所の待機児童解消や延長保育への対応、学童保育の待機児童や長期休暇中の対応 等）。
- 就学前児童に比べて、小・中・高校生に対する施策が少ない。学校教育や健全育成に関する施策の充実が必要である（中高生の居場所づくりや催し開催、情報モラル教育や異年齢児交流等の多様な教育の推進 等）。
- 虐待や不登校、障がいのある子ども等の配慮を要する子どもに関する支援ネットワークの強化が必要である（保健・医療・福祉・教育分野の連携）。
- 次代の親の育成が必要である（子育ての第一義責任は保護者にあることの啓発・教育[親育て]、若者の雇用対策 等）。
- 地域での子育て支援活動をさらに発展・充実させるための活性化策が必要である（高齢者等の人材活用、中高生等が参加できる催し事を増やす 等）。
- 交通環境の改善や防犯対策の充実が必要である（通学路が狭い、外灯が少なく夜道が危険 等）。

（３）仕事と子育ての両立に関する課題や必要な支援策

市内の事業所に勤務する就労中の保護者に、仕事と子育ての両立に関する課題や職場等で必要な支援策をたずねたところ、休暇等を取りやすい環境づくりを求める意見が多くあがっており、特に男性（父親）の子育て参加に対する理解促進の必要性が指摘されています。

- 男性の子育て参加に対する周囲の理解・配慮が足りない。男性が子育てで休暇を取りやすい社会づくりが必要である。
- 子育て中の保護者が休暇を取りやすい職場環境、雰囲気づくりが必要である（子育てを考慮した部署への配属、産休・育休休暇の取得促進、残業の免除 等）。

5 前期計画の進捗状況

前期計画に掲載した 104 事業のうち、平成 21 年度時点で実施している 98 事業（延べ 115 目標）について、担当課で目標値等に対する達成度の自己評価を行いました。

115 の目標のうち、87 の目標（75.7%）が A ランク（高い達成）となっています。

やや達成度が低いのは、基本目標Ⅲ中の「2. 子育てを支えるネットワークづくり」であり、子育て関連団体等のネットワークづくり等の取り組みを推進することができませんでした。

【前期計画 体系別達成度一覧】

基本 目標	基本施策と施策の方向		達成度			
			Aランク (80-100%)	Bランク (50-79%)	Cランク (49%以下)	合計
Ⅰ 子ども 一人ひとりが輝く	1. 子どもの 豊かな心の 育成	(1) 子どもの健全育成	11	1	0	12
		(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	3	3	0	6
		計	14 (77.8%)	4 (22.2%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)
	2. 次世代 を担う人づ くり	(1) 次代の親の育成	5	0	1	6
		(2) 思春期保健対策の充実	1	1	0	2
		計	6 (75.0%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	8 (100.0%)
	3. 配慮を 必要とする 子どもへの 支援	(1) 障がい児施策の充実	6	2	0	8
		(2) 児童虐待防止対策・被害に遭った子どもの保護対策の充実	1	1	0	2
		計	7 (70.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)
Ⅱ 家庭 いきいきと子育て	1. 安心して子どもを 生み育てる 環境整備	(1) 子どもや母親の健康の確保	11	2	1	14
		(2) 食育の推進	2	1	0	3
		(3) 小児医療の充実	1	0	0	1
		計	14 (77.8%)	3 (16.7%)	1 (5.6%)	18 (100.0%)
	2. 子育て 家庭への支 援	(1) 子育て支援サービスの充実	10	0	1	11
		(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	9	1	0	10
		(3) 家庭の教育力の向上	2	0	0	2
		計	21 (91.3%)	1 (4.3%)	1 (4.3%)	23 (100.0%)
	3. 仕事と 子育ての両 立支援	(1) 保育サービスの充実	12	0	0	12
		(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	0	0	2	2
		計	12 (85.7%)	0 (0.0%)	2 (14.3%)	14 (100.0%)
Ⅲ 地域 ともに育む	1. 地域で 支援する仕 組みづくり	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	2	1	1	4
		(2) 地域の教育力の向上	4	4	0	8
		計	6 (50.0%)	5 (41.7%)	1 (8.3%)	12 (100.0%)
	2. 子育て を支える ネットワー クづくり	(1) 子育て支援のネットワークづくり	0	0	2	2
		計	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	2 (100.0%)
	3. 安全・ 安心のまち づくり	(1) 子どもを取り巻く生活環境の整備	3	0	0	3
		(2) 安全・安心のまちづくりの推進	4	1	2	7
		計	7 (70.0%)	1 (10.0%)	2 (20.0%)	10 (100.0%)
総 計			87 (75.7%)	18 (15.7%)	10 (8.7%)	115 (100.0%)

※担当課が複数の事業や目標が複数の事業等があるため、各基本目標の字行数の合計数と総計は一致しない。

6 春日市の次世代育成支援における課題

2～5で整理した春日市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状や前期計画の進捗状況等から、後期計画における課題を総括すると、以下のとおりとなります。

① 地域で支える子育ての推進

春日市では自治会の福祉推進員や民生委員・児童委員等が中心となって市内35自治会の約半数で「子育てサロン」が開催されるなど、地域での子育て支援が非常に活発であり、ニーズ調査やグループインタビュー等においても高く評価されています。

今後も地域ぐるみでの子育て支援をさらに推進するため、高齢者や団塊の世代等の人材活用支援など、地域活動を促進するための活性化策が必要とされています。

② 子育て支援のネットワークづくりや情報集約・コーディネート機能の強化

ニーズ調査やグループインタビュー等によると、春日市は子どもに関する施設や子育て支援施策、地域の子育て支援活動が比較的充実している点が評価されていますが、これらの情報の一元化や、関連施策を必要な人につなぐコーディネート機能の必要性が指摘されています。

前期計画で取り組みが進まなかった子育て関係団体等のネットワーク化や子育て支援センター等を中心とした情報集約・コーディネート機能の強化に取り組む必要があります。

③ 保育サービスを利用しやすい仕組みづくり

保育所・幼稚園等の就学前の保育サービスや学童保育については、ニーズ調査の自由回答やグループインタビュー等において、保育所の待機児童や延長保育への対応、学童保育の長期休暇中の対応等についての要望が多数あがっています。

これらの保育サービスは、子育てと仕事の両立支援のためにも重要なサービスであることから、利用者ニーズを踏まえて利用条件を改善するなど、利用しやすい仕組みづくりに取り組む必要があります。

④ 次代の親の育成

グループインタビュー等では、社会全体で子育てを支援するとともに、子育ての第一義責任は保護者にあることの啓発・教育も必要との指摘があがっています。保護者が子育ての喜びと責任を実感しながら、いきいきと子育てできるよう、中高生等の子どもの時からの家庭や子育てに関する教育や、出産前からの家庭教育等の充実を図ることが必要です。

また、就学前児童に対する施策に比べて、小・中・高校生の健全育成に関する施策が少ないとの指摘もあることから、地域と連携して中高生が参加できる催しの開催や居場所づくりなど、健全育成対策の充実を図ることも必要です。

さらに、若者の雇用対策についても、次代の親の育成の一環として取り組みが求められていることから、学校教育での職業教育や、ハローワーク等と連携した就労支援等の取り組みが求められています。

⑤ 安全で安心して暮らせるまちづくり

ニーズ調査結果によると、春日市は子どもや保護者にやさしいまちづくりがなされていないと評価している人が多く、グループインタビュー等においても、通学路が狭い等の道路・交通環境に対する指摘があがっていることから、子どもや子育て中の保護者が安全に外出できるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりが必要です。

また、安全なまちづくりとして、事故・防犯対策に対するニーズも高く、ニーズ調査において市に期待する施策の第2位にあがっているほか、自由回答でも要望が多数寄せられていることから、地域と連携した見守り活動や、子どもや保護者に対する交通安全・防犯教育等の充実が必要です。

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

本計画の推進にあたっては、前期計画の基本視点を継承しつつ、前章で整理した子ども・子育て家庭を取り巻く現状や課題、国の後期計画策定指針等で示された新たな視点等を勘案して、次の7つの視点を基本とします。

(1) 子どもの視点

国が批准した「子どもの権利条約」^(※2)では、子ども一人ひとりを権利の主体として尊重し、子どもに関わる権利を擁護するよう求められています。

子どもの権利に関わる課題として、近年、児童虐待が社会問題化していますが、児童福祉法等の関連法制度の改正により、虐待防止や早期発見・保護のための体制づくりなど、国をあげての取り組みが進められています。

本計画では、このような社会動向も踏まえながら、さまざまな家庭で生まれ育つすべての子どもたちが、自分自身が持つそれぞれの個性や能力を発揮しながら健やかに育つことができるよう、子どもの利益が最大限に尊重されるという視点に立った取り組みを進めます。

なお、ニーズ調査やグループインタビュー等によると、子育て支援施策としてさまざまなサービスが求められています。子育て支援サービス等により影響を受けるのは、多くは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点を持って、各種サービス等の充実を図ります。

(2) 男女共同参画の視点

男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、子育ては女性だけが担うべきものとする固定的な性別役割分担を見直すとともに、男性を含めた従来の働き方も見直しながら男女がともに子育てを担い、その喜びを分かち合うという視点が必要です。

春日市は平成11年9月に男女共同参画都市宣言を行っているため、宣言都市にふさわしい都市づくりを目指し、「春日市男女共同参画を推進する条例」や「春日市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

^(※2) 子どもの権利条約：正式には「児童の権利に関する条約」という。1989年に国連で採択され、日本は1994年に批准。この条約は、前文と54条からなり、18歳未満のすべての者を児童とし意見表明権や思想・信条や表現の自由、プライバシーの保護、障がいのある子どもの自立など幅広い権利を保障している。

（３）すべての子どもと家庭への支援の視点

本計画では、すべての保護者と子どもが健やかに暮らすことができるように支援するという視点から、限られた家庭や子どもだけを対象とするのではなく、春日市のすべての子どもと子育て家庭を対象とします。

前期計画については、就学前児童に対する施策に比べて、就学後～青年期の健全育成施策が少ないとの指摘があがっており、これらの年齢層の健全育成対策の充実が求められています。国においても、ニートや引きこもり、不登校等の青年期の子どもが抱える問題の深刻化を踏まえ、平成 21 年 7 月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されるなど、青年期の子どもに対する支援の充実を図る方針が打ち出されています。

このような国の方針等も踏まえながら、子どもの出生から青少年期までの支援を視野に入れて、年齢に応じた取り組みを進めます。

（４）社会全体による支援の視点

子育てについての第一義的責任が家庭（保護者）にあることはいまでもありませんが、子どもは社会の一員であるという認識に立ち、家庭だけではなく地域や職場や行政といったさまざまな場で子育てを支えることが必要です。

春日市では、自治会の約半数で「子育てサロン」が開催されるなど、地域での子育て支援活動が活発であり、保護者から高く評価されています。また、子育て支援に限らず、さまざまな分野での市民活動を促進することを目的に、平成 17 年 10 月に「春日市まちづくり支援センター」を開設し、市民団体「みらい・かすが」の運営により、市民活動の拠点として活用されています。

今後も、このような市民や地域を主体とした活動を促進するなど、社会全体で子育てを支援するという視点にたって、地域、事業所、行政等の子育てに関わるさまざまな主体が連携した取り組みを推進していきます。

（５）次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、長期的な視野に立った子どもの健全育成が必要です。

このため、特に中高生等の思春期以降の子どもに対しては、次代の親になるということを視野に入れた家庭・子育てに関する教育や、自立した大人になるための職業教育の充実を図るとともに、ハローワークと連携をとりながら就労支援等に努めます。

また、子育ての第一義的責任は家庭（保護者）にあるという認識のもと、子育て家庭に対する啓発や家庭教育の支援にも取り組みます。

（６）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

働き方の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、少子化対策の観点からも非常に大切であり、国は後期計画策定指針において、この視点を新たに追加するなど、ワーク・ライフ・バランスを特に重要視しています。

春日市は就業者・通学者の 7 割弱が市外で従業・通学していることから、市単独で企業等に対する効果的な啓発や協力依頼をすることは難しい状況にありますが、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、行動指針」に基づき、国・県等と連携しながら、市民のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みを進めていきます。

（７）ふるさと春日の視点

近年、都市化が進み、人と人との絆が薄れていく傾向がありますが、春日市には自治会での子育てサロンや子育てサークル、子育て支援ボランティア等、子育て支援のためにさまざまな形で自主的に活動している人々の輪が数多くあります。

しかしながら、グループインタビュー等によると、これらの子育てに関わる活動団体同士のネットワークが弱いことが課題として指摘されています。このため、子育てに関わる活動団体等の連携強化・ネットワークづくりを促進し、子どもの成長過程に応じた支援を継続的に行えるように取り組みを進めます。

そして、子どもたちが春日市を「ふるさと」として愛着を感じることができるよう、子どもたちと住んでいる人々が互いに顔を見知って、大人も子どもも声かけをしあえるような地域づくりを進めます。

2 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

春日市では、前期計画の基本理念として「子どもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かすが」を掲げ、市民や地域の関係団体等との協働のもと、計画を推進してきました。

ニーズ調査結果によると、春日市の子育て環境に対する保護者の満足度は5年前に比べて7ポイント程度高まるなど、少しずつですが取り組みの効果があらわれてきているものと考えられます。

次世代育成支援対策は中長期的な方針をもって推進することが必要であることから、この後期計画においても、前期計画の基本理念を継承し、市民や関係団体等とのさらなる連携・協働のもと、子どもが健やかに育ち、保護者が周囲からの支援を受けながら子育ての責任とともに喜びを実感できるまちづくりを推進します。

**子どもの輝き
子育ての喜び** **があふれるまち かすが**

すべての子どもたちが健やかに生まれ、育っていくことは、子どもたちの権利であり、子どもを育てる保護者や地域にとっては喜びでもあります。

そして、子どもが育っていくための環境を整え、子育てがしやすい社会にしていくことは、私たち市民の責務です。

家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、社会全体が子育てに対する理解を深め、住民同士の関わりを築きながら地域のなかで子どもや子育て家庭を支援することが求められています。

子どもたちがいきいきと輝き、その輝きがあふれていくなかで地域の人と人とがふれあい、子育ての喜びを共感できる春日市を目指します。

(2) 基本目標

本計画の基本理念の実現に向け、前期計画の3つの基本目標を継承し、総合的な施策の展開を図ります。

I 子ども 一人ひとりが輝く

一人ひとりの子どもの権利が尊重され、子どもが持つその子の個性と能力が十分に発揮され、豊かな人間関係を形成できるように、中高生等も含め、さまざまな体験機会や居場所づくりを推進するとともに学校教育環境の整備に努めます。

また、発達につまずきのある子どもや障がいのある子どもについては、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を図ります。児童虐待については、防止対策を進めるとともに、被害に遭った子どもの保護や支援を行う保健・医療・福祉等の関係機関の連携強化に努めます。

さらに、次代の親として子どもたちが育っていくために、学校での思春期教育や職業教育等の充実や、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めます。

II 家庭 いきいきと子育て

春日市のすべての家庭が、安心して子どもを生み、いきいきと子育てができる環境づくりに努めます。母子保健事業などにより親子の心身の健康を確保するとともに、子どもに対する医療の確保に努めます。

また、すべての子どもと子育て家庭を支援するため、多様な家庭のあり方に配慮しながら、適切な保育サービスを提供するとともに、利用条件の見直しなど、サービスを利用しやすい仕組みづくりに努めます。

さらに、仕事をもつ父親や母親が仕事と子育てを両立できるように支援するとともに、男性も含めた働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みを国・県や企業等と連携して進めます。

市民のニーズが高かった子育ての経済的負担の軽減については、国の新たな対策等の方針に適切に対応しながら、取り組んでいきます。

III 地域 とともに育む

子どもと子育て家庭を地域でともに支え合いながら、子どもの成長の喜びを分かち合えるまちづくりを進めます。

これまで市民の手によって行われてきた多彩な活動を支援するとともに、子育てに関わる団体等のネットワークづくりを促進し、市民との協働による子育てがしやすい地域づくりを進めます。

また、子どもを犯罪や事故から守るための環境整備をはじめ、地域での見守り活動の促進や、バリアフリーのまちづくり等、子どもや子育て中の保護者が安全に、かつ安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策と施策の方向】

子どもの輝き
子育ての喜び

があふれるまち

かすが

1 子ども 一人ひとりが輝く

1 子どもの豊かな心の育成

- (1) 子どもの健全育成
- (2) 子どもの生きる力を育む学校教育等の充実

2 次世代を担う人づくり

- (1) 次代の親の育成
- (2) 思春期保健対策の充実

3 配慮を必要とする子どもへの支援

- (1) 発達がゆるやかな子どもに対する支援の充実
- (2) 児童虐待を含む要保護児童対策の充実

1 安心して子どもを生み育てる環境整備

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 小児医療の充実

2 子育て家庭への支援

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 子育てに関わる経済的負担の軽減
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4) 家庭の教育力の向上

3 仕事と子育ての両立支援

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組み

1 地域で子育てを支援する仕組みづくり

- (1) 子育てを支える地域活動等の促進
- (2) 地域の教育力の向上

2 子育てを支えるネットワークづくり や情報提供の充実

- (1) 子育て支援のネットワークづくりや情報提供の充実

3 安全・安心のまちづくり

- (1) 子どもを取り巻く生活環境の整備
- (2) 安全・安心のまちづくりの推進

2 家庭 いきいきと子育て

3 地域 ともに育む

第3章

計画の内容

(基本施策と施策の方向、具体的事業)

第3章

計画の内容（基本施策と施策の方向、具体的事業）

◆計画を実現していくための重点的な取組み◆

これまでの前期計画策定後の春日市の取組みや、子どもと子育てを取り巻く状況及び保護者等のニーズの変化を踏まえて、以下の5つを重点的な取組みとして設定し、推進していきます。

（１）子育てを支える地域活動の推進とネットワークづくり

春日市には、自治会での「子育てサロン」や「ついで隊」等の地域を主体とした防犯活動、その他さまざまな子育て支援のボランティア活動、保護者の自主的なサークル活動等が活発に行われており、保護者等から一定の評価を得ています。

今後も、このような地域活動の活性化を図るとともに、関係者とのネットワークづくりや、これらの地域活動の情報集約・発信や、支援をしたい人と支援を受けたい人とをつなぐコーディネート機能の充実に努めます。

- ①子育てを支えるさまざまな地域活動を支援し、活性化を図ります。
- ②地域での子育て支援の担い手の発掘と育成に努めます。
- ③子育てを支える地域活動に関する情報を集約・発信するなど、支援の担い手と受け手をつなげる仕組みづくりに努めます。

（２）子どもと子育てに関する相談体制の充実

子育て支援の拠点施設である「子育て支援センター」では、子育てに関わるさまざまな相談を受け付けています。さらに、子どもを取り巻く環境の変化にともない多様化・複雑化する相談に適切に対応できるよう、コーディネート機能をさらに強化し相談体制の充実に努めます。

また、児童虐待や発達障がい、不登校など、子どもと子育てを取り巻くさまざまな問題が多様化・複雑化していることから、これらの問題について、よりきめ細やかに対応できるよう、保健・福祉・教育等の各分野における相談機能の充実と、各分野間の連携強化を図ります。

- ①児童虐待や、発達障がいをはじめとした障がい、不登校などの思春期の問題行動について、保健・福祉・教育等の関係分野における相談体制を充実します。
- ②庁内関係各課及び関係機関との連携を強化します。
- ③ひきこもりや不登校等、就学後の問題について、国の「子ども・若者支援対策推進法」等の関係法制度に基づく国・県等の相談事業と連携して取り組みます。

（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現に向けた取り組みの推進

仕事と子育ての両立は子育て家庭にとって重要な課題です。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動指針」では、地方公共団体に必要な取り組みとして、市民に対する理解促進やワーク・ライフ・バランスを実現している企業の評価、子育て支援施策の充実等を求めています。

このような行動指針等の内容を踏まえ、子育て応援企業のPR等の啓発活動や保育サービス等の充実など、市民のワーク・ライフ・バランス実現を支援するための取り組みを進めていきます。

- ①国・県等と連携して、企業や労働者に対し、子育てしやすい職場環境づくりや働き方の見直し等に関する情報提供や啓発に努めます。
- ②仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の多様な就労形態に配慮しながら、保育サービスその他の子育て支援サービスの充実を図ります。

（４）子どもの居場所づくりやさまざまな体験活動の促進

小学生や中学生になると、家庭から学校や地域など、行動範囲や人間関係の幅が広がるため、このような中で、年齢に応じたさまざまな体験を積み重ね、自然や人々、社会から刺激を受けることが大切です。

このため、地域や学校等と連携しながら、放課後や休日、夏休み等長期休暇中における子どもの居場所づくりや、地域の資源を活かした、さまざまな体験活動の促進を図ります。

- ①子どものための体験・参加型の活動を促進します。
- ②子どもが「ふるさと・かすが」に愛着と誇りをもつことができるよう、地域の自然や伝統文化等を活かした体験活動を促進します。
- ③学校や地域との連携をさらに強化しながら、放課後児童クラブやアンビシャス広場等の放課後の居場所づくりを促進します。

（５）子どもを守る安全対策の推進

近年、子どもを狙った重大な犯罪が全国的に増加していることから、春日市でも多くの保護者が子どもの安全について不安を抱えており、市や地域住民等による子どもの安全確保対策の充実を望んでいます。春日市では「ついで隊」や「こども 110 番の家」等の地域での見守り活動も活発に行われていますが、このような活動をさらに活性化していくことが必要です。

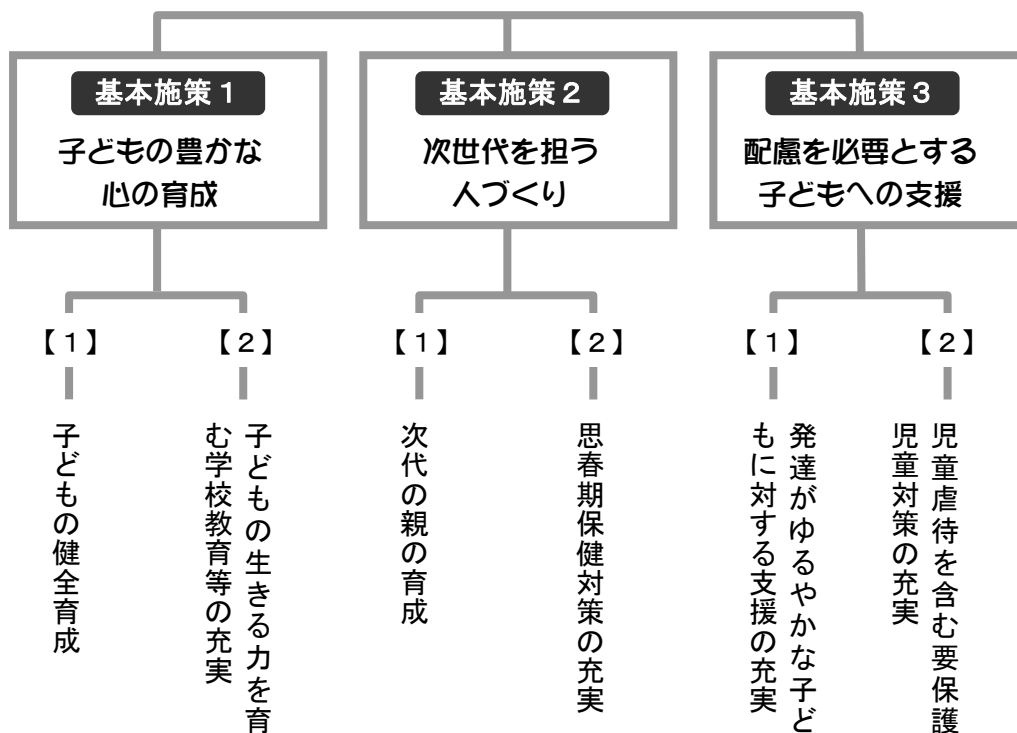
このため、家庭・地域・学校等と連携しながら、子どもの安全を守るための活動や防犯教育等の充実に努めます。

- ①地域ぐるみで子どもを事故や犯罪から守る活動を促進します。
- ②子ども自身や保護者が犯罪や事故から身を守ることができるよう、学校等と連携して、防犯・交通安全教育を推進します。

基本目標 1

子ども 一人ひとりが輝く

【 基本目標 I の体系 】



1 子どもの豊かな心の育成

春日市で生まれ育つ子ども一人ひとりが豊かな心をもった人間として育っていくためには、安全で健全な環境の中で、さまざまな体験ができる場・機会を提供していく必要があります。

ニーズ調査結果でも、小中学生等がさまざまな体験ができる居場所づくりを望む声が多くあがっています。

春日市では、このような居場所として、市内4か所の児童センターや、各小・中学校区でのアンビシャス広場等があり、これらの拡充や、地域の自然や伝統文化等を活用した体験活動の提供に努めております。今後も地域と連携しながらこれらの活動の充実に努めていきます。

また、子どもの豊かな心の育成については、学校を中心とした教育の充実も重要な課題です。学校教育については、平成23年度以降、全面実施される新たな学習指導要領に基づき、子どもの「生きる力」を育むための教育内容の充実を図るとともに、教育支援センターやスクールカウンセラー・スクールアドバイザー等の活用により、いじめや不登校等に関する相談体制の充実を図ります。

さらに、春日市ではゲストティーチャーを招いたり、コミュニティ・スクールによって学校と家庭・地域との連携強化に更に取組み、地域ぐるみで子どもを育てるという視点にたった学校づくりを図ります。

実施事業1 子どもの健全育成

①子どもの居場所づくり

- 児童センターやアンビシャス広場等、子どもの居場所づくりを推進します。
- 公民館や学校などの公共施設を活用した取組を進めます。

1 児童センター事業 【子育て支援課】

児童の健全育成や子育て支援、地域交流活動等の拠点として、市内4か所に児童センターを開設し、3箇所を指定管理者制度により運営しています。

乳幼児から中高生まで、さまざまな年代の子どもの居場所・活動の場としてより有効に活用されるよう、指定管理者に助言・指導を行いながら、各種イベント等、中高生を対象とした事業の充実を図ります。

2 アンビシャス広場事業 【社会教育課】

学校や公民館等を利用した、地域の中で子どもたちの居場所として、市内のすべての小・中学校区（全18校区）ごとに「アンビシャス広場」が開設されています。

今後、年2事業を目途に、新たな広場の開設に取り組めます。

実施目標 【実施事業数】 平成20年度：19事業 ⇒ 平成23年度：23事業
(県の新規広場受付最終年度)

②さまざまな体験活動の提供

- 地域の関係団体等と連携しながら、地域の中で芸術・文化や国際交流、環境問題等に関するさまざまな体験ができる場・機会を提供します。
- 子どもたちが自ら考え、参加し、行動することができる企画・参加型の体験活動を推進します。

3 ジュニアリーダー研修 【社会教育課】

子どもの手による子どものための子ども会活動をめざし、小学校5年生を対象に、社会教育団体と協働しながら、リーダー育成のためのグループワークや講義などによる参加体験型の研修を行います。

実施目標 【各地区子ども会からの参加団体数】 平成20年度：15団体 ⇒ 平成26年度：40団体

4 弥生の里児童画大賞展 【社会教育課】

子どもの豊かな感性を養うことを目的として、県内の小学生を対象として児童画展を開催しており、今後も継続していきます。

5 図書館探検隊 【社会教育課（図書館担当）】

図書館や本に親しんでもらうことを目的に、夏休みに小学生を対象とした図書館の仕事体験を実施しています。

参加者の反応をみながら、実施時期や回数、内容について一層の改善を図ります。

実施目標 【開催回数】 平成20年度：年4回 ⇒ 平成26年度：年5回
【参加者数】 平成20年度：21人 ⇒ 平成26年度：24人

6 こどもエコクラブ事業 【環境課】

小中学生等で「こどもエコクラブ」を結成し、野菜づくりや自然体験キャンプなどによる環境学習を行っています。

今後は、環境フェア等を通して、クラブへの加入促進を図るとともに、市内小・中学校や保育所などに対してクラブの結成を促進していきます。

実施目標 【クラブ数】 平成20年度：16団体 ⇒ 平成26年度：25団体

③ふるさと「かすが」を知る活動の提供

- 自分たちが生まれ育つまちである「ふるさと・かすが」について、楽しみながら学び、郷土に関心と愛着を持つことができるような場・機会を提供します。

7 親子体験教室 【文化財課】 《新規》

子どもたちに郷土の歴史や文化財に対する愛着と理解を深めてもらうため、ガイドボランティアとともに、土器埴輪、土笛、ガラス玉作り等の体験教室を行い親子のふれあいの機会を提供します。

8 「春日市郷土かるた」の普及 【社会教育課】

小学生を対象とした「春日市郷土かるた」を使ったカルタ取り大会を行い、楽しく遊びながら郷土を学び郷土を愛する心を育成します。

④親子参加型事業の提供

- 保護者と子どもがふれあい、ともに遊び、学ぶ場・機会を提供します。

9 親子ふれあい事業 【社会教育課】

「ふれあい体験王国（春・夏）」などを実施しています。今後も、保護者と子どもが一緒に過ごす時間を提供し、親子のコミュニケーションの支援となる事業を継続して実施します。

10 親子水辺教室 【環境課】

牛頸川で水生生物調査、水環境保全に関するワークショップを行うことで、参加者への水環境保全の必要性への気付の場とするとともに、親子のふれあい、参加者同士の交流を促進します。

実施目標 【参加者数】 平成20年度：40人 ⇒ 平成26年度：50人

11 おはなし会 【社会教育課（図書館担当）】

図書館において、年齢別の定例おはなし会等の事業を実施しています（8事業）。今後も内容の充実を検討しつつ、参加を促進します。

実施目標 【事業数】 平成20年度：8事業 ⇒ 平成26年度：8事業
[現在の水準を維持しながら継続実施]

実施事業 2

子どもの生きる力を育む学校教育等の充実

①地域との連携による教育環境の充実

- 地域に開かれた学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクール制度^(※3)を活用し、地域との連携を深めます。
- ゲストティーチャーや学校支援ボランティア等、地域の人材を学校教育に活用します。

1 2 コミュニティ・スクール（※3） 【学校教育課】

保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」については、平成 22 年度までに全小・中学校に設置します。

実施目標 【実施校数】 平成 20 年度：15 校 ⇒ 平成 22 年度：小・中学校全校

1 3 地域人材活用事業（ゲストティーチャー） 【学校教育課】

さまざまな技能や知識をもつ地域の人材を「ゲストティーチャー」として招き、小・中学校の総合的な学習の時間等で活用しています。コミュニティ・スクール等を活用して、地域人材に関するさらなる情報収集・確保を図り、児童生徒が地域の人からさまざまな知識・技能を学ぶ機会を確保します。

実施目標 【実施校数】 平成 20 年度：16 校 ⇒ 平成 26 年度：小・中学校全校

1 4 学校支援ボランティア事業 【学校教育課】

授業等の学習支援を行うボランティアを広く市民から募り、児童生徒や教師のサポートを実施しています。

ゲストティーチャーと同様、コミュニティ・スクールを中心に、人材の発掘と学校との有機的な連携のあり方等、春日市独自のボランティア制度の確立に向けたしくみづくりに取り組み、学校支援ボランティアの活性化を図ります。

(※3) コミュニティ・スクール制度（学校運営協議会制度）：

保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、学校と家庭・地域が連携し、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現するための仕組みであり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成 16 年 9 月に制度化された。

②いじめや不登校等に関する相談体制の充実

- 教育支援センター及び各中学校内の教育支援室（スマイルルーム）を中心に関係所管との連携を図り、いじめや不登校のない学校づくりを目指します。
- 国が今後推進を予定している「子ども・若者育成支援推進法」に基づく、青少年期の子どもに対する相談支援対策と、既存の相談事業との連携強化に努めます。

15 教育支援センター（マイスクール） 【学校教育課】

不登校の児童生徒に対する学習支援等を行うとともに、各中学校に設置されている教育支援室（スマイルルーム）への支援等を行っています。

今後も、専門員や関係所管との連携を図りながら、不登校や引きこもりの児童生徒に対する訪問指導・個別指導などの学校復帰に向けた取り組みの充実を図ります。

16 スクールアドバイザー事業 【学校教育課】

学校が抱える様々な問題に対し、臨床心理士や医師、社会福祉士等の各分野の専門講師をスクールアドバイザー（教育支援アドバイザー）として派遣し、問題行動のある児童生徒への対応等について教職員への助言や研修等を行っています。今後も、アドバイザーの派遣により、学校の体制づくりと教職員の資質向上に努め、各学校の問題解決能力の向上を図ります。

17 スクールカウンセラー（※4） 【学校教育課】

中学校6校に県と連携してスクールカウンセラー（※4）を配置しているほか、教育支援センターにカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者からの悩み相談等を行っています。

悩みを抱える児童生徒は増加傾向にあり、各校への配置時間数が不足していることから、県に対して、配置時間数の増加と小学校への配置、及びスクールソーシャルワーカー（※4）の配置について要望していきます。

実施目標 【配置校数】 平成20年度：中学校全校 ⇒ 平成26年度：小・中学校全校

18 家庭児童相談室 【子育て支援課】

子どもや子育てに関わるさまざまな相談に、家庭児童相談員が電話や面談により対応しています。相談内容は障がいや非行、保護者の疾病等、多岐に渡ることから、多様化・専門化してきた相談に対してきめ細やかに対応できるよう、専門機関との連携強化や対応のマニュアル化を図ります。

実施目標 【マニュアルの作成】 平成26年度：マニュアルの作成

（※4） スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー：

スクールカウンセラーは、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者を指す。スクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者を指す。

2 次世代を担う人づくり

核家族化や都市化、地域関係の希薄化等が進行しており、自分が家庭を持つまで小さい子どもと接したり、子育ての様子を身近でみたりすることなく親となる人が増えています。このような保護者には、親になるイメージがわからず子育てに大きな不安を抱えるケースがあるとの指摘もあります。

このため、親となる以前の早い時期から、乳幼児等とふれあう機会を通じて、子どもを生み育てることの喜びや意義、命の尊厳などについて理解を深めることができるよう、交流機会を提供します。

また、情報化・国際化等さまざまな環境変化がおこる現代社会において、子どもたちが次代を担う人材として成長できるよう、学校での職業教育を推進し、社会との関わりを実感できる機会を提供し、職業意識の醸成を図ります。

また、子どもたちが次代を担う人として心身ともに健やかに成長するためには、思春期における保健対策も重要な課題です。思春期は、子どもから大人への過渡期で精神的にも肉体的にも不安定な時期であり、喫煙や飲酒、薬物依存、望まない妊娠や性感染症、不登校、ひきこもりといった思春期特有のさまざまな問題行動が社会問題化しています。

このような問題から子どもを守るため、子ども自身がこれらの問題について正しい知識を持ち、心身の健康づくりができるよう、成長段階に応じた健康教育や指導等の思春期保健対策に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

実施事業 1

次代の親の育成

- 乳幼児等との交流を通じて、命の大切さや子育てについて学ぶ機会を提供します。
- 職業教育やボランティア活動等により、通常の教科以外にも、社会との関わりについて学ぶ場・機会を提供します。

19 異年齢児交流事業 【学校教育課、こども未来課】

小・中学校において、総合学習の時間や生活科の時間等を活用し、学校探検や歌遊び、英語活動交流等の活動を通じて、保育所・幼稚園、小・中学校の相互で、異年齢の子どもたちが交流し、ふれあう機会づくりに努めます。

20 職業教育 【学校教育課】

中学生を対象とした職場体験を各校で実施しており、受入先の拡充や情報提供について商工会や保育所・幼稚園等との連携強化を図ります。

実施目標 【実施校数】 平成20年度：中学校全校 ⇒ 平成26年度：中学校全校
[現在の水準を維持しながら継続実施]

2 1 青少年ボランティアの養成・活用 【社会教育課】

子どもと年齢が近く親近感がある青少年ボランティアの養成に取り組んでいます。成人式の企画・運営等を行う実行委員会等も活用しながら、青少年ボランティアへの登録を促進するとともに、青少年ボランティアに関する情報提供やPRを強化し、ボランティアの活用を促進します。

実施事業2 思春期保健対策の充実

- 保健体育の時間等を活用して、思春期教育を推進します。
- 子どもや保護者が日常生活や心身の悩みなどについて相談できる体制を充実します。

2 2 思春期教育 【学校教育課】

各学校の指導計画に基づいて、保健体育や学級活動の時間等で、「命の大切さ」や「性」、「心の健康」、「薬物防止」などの教育を継続して実施します。

2 3 スクールカウンセラー 【学校教育課】 ※再掲

【No.17 参照】

2 4 家庭児童相談室 【子育て支援課】 ※再掲

【No.18 参照】

3 配慮を必要とする子どもへの支援

発達につまずきのある子どもや配慮を必要とする子どものいる家庭等については、子どもの成長をサポートするための、乳幼児期から学童期、就労に至るまでの一貫した支援体制が不可欠です。

このため、春日市では、乳幼児健診等を通して子どもの発達の遅れや病気などの早期発見とその支援に努めているほか、「くれよんクラブ」での就学前児童に対する療育訓練や、ハート館かすがの小学生を対象とした「ことばの教室」等による療育に取り組んできました。「ことばの教室」については、同施設内にあった教育支援センターが平成 21 年 9 月に移転したことから、保護者や子どものニーズにより適切にこたえるための施設環境の整備に取り組んでいます。また、近年増加傾向にある発達障がいについては、これらの相談支援機関での対応はもとより、担当サポート事業や特別支援コーディネーターの養成等により、発達障がいのある子どもが在籍している学校や保育所に対する支援の充実を図ります。

また、春日市では、地域の関係機関等が連携して、平成 20 年に「春日市要保護児童対策地域協議会」を設立し、児童虐待をはじめとした、要保護児童^(※5)の問題に対する総合的な取り組みを推進しています。今後も当協議会を中心に関係機関や近隣市町との連携を進め、児童虐待防止等に関する広報啓発活動や、要保護児童対策の推進を図ります。

実施事業 1 発達がゆるやかな子どもに対する支援の充実

①乳幼児への支援

- 心身の発達・発育につまずきのある乳幼児の早期発見、早期療育を進めます。
- 発達・発育の相談体制の充実に努めます。

2 5 心理発達相談 【健康課】

心身の発達・発育につまずきのある就学前児童の保護者を対象に、子どもへの接し方に関する助言や子育て不安の解消を目的に心理士による相談を行っています。

就学前の早期から適切な支援を行うため、幼稚園・保育所・地域の医療機関と連携し、事業の周知を図ります。また、1 歳 6 か月健診や 3 歳児健診後の「親子教室」との連携を強化します。

実施目標 【相談回数】 平成 20 年度：23 回 ⇒ 平成 26 年度：24 回

2 6 ことばと発達の相談 【健康課】

3 歳児健診において、子どもの発達等に不安がある保護者に対して、心理士による言葉や行動面についての相談を継続して行います。

実施目標 【相談回数】 平成 20 年度：24 回 ⇒ 平成 26 年度：24 回
[現在の水準を維持しながら継続実施]

(※5) 要保護児童：児童福祉法第 6 条の 8 で規定される「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」のこと。

27 心身障害児療育訓練事業 【福祉支援課】

療育施設「くれよんクラブ」において、就学前の児童を対象に、母子通園による集団指導や専門士による個別指導を行っており、今後も、早期に療育訓練や保護者からの相談に応じることで、心身の発達や社会・集団への適応能力の向上を図ります。また、専門性の高い人材確保や「くれよんクラブ」と関係各課や関係機関とのよりよい連携のあり方を検討していきます。

②特別支援教育体制の強化

- 特別な支援を必要とする子どもとその保護者に対する相談体制の充実を図ります。
- 発達障がいのある子どもへの支援の充実を図ります。

28 特別支援相談事業 【学校教育課】

子どもの発達に不安を持つ保護者の負担軽減を図り、児童一人ひとりに適切な教育的支援を行うための相談事業を実施しています。今後は、利用者が増加・多様化していることから、ニーズの拡大に対応できるよう、体制や内容の充実に取り組みます。

29 ことばの教室 【学校教育課】

「ハート館かすが」で、言語障がいや難聴、学習障がい等、配慮を必要とする子どもに対して、言語聴覚面やコミュニケーション面等の指導を行っています。これまで同じ施設にあった教育支援センターが平成21年9月に移転したことから、通級児童のニーズにより応え得る教育内容の充実を図っています。

30 担任サポート事業 【学校教育課】

要請に応じて、発達障がいのある児童生徒のいる学校（学級）に、講師（サポートティーチャー・特別支援教育支援員）を派遣し、授業の適切な運営への補助や児童生徒への直接的な支援を行っています。発達障がいのある児童生徒が増加していることから、当該事業がさらに効果をあげるためのしくみづくりや指針の策定等に取り組みます。

③親子交流による支援

- 発達・発育につまずきのある子どもの保護者が、その問題を受け入れ、適切に対応できるよう、支援します。
- 保護者同士の交流を支援します。

3 1 親子支援教室（1歳6か月健診後フォロー） 【子育て支援課】

1歳6か月健診後のフォローとして、健診時に育児不安を抱える保護者や発達に遅れが見える乳幼児の保護者を対象に保育所との協働により遊びの提供等を行います。

実施目標 【開催回数】 平成20年度：22回 ⇒ 平成26年度：22回
[現在の水準を維持しながら継続実施]

3 2 親子支援教室（3歳児健診後フォロー） 【健康課】

心理発達相談などで、乳幼児の発達・療育の援助や保護者の育児不安の解消が必要と思われる親子を対象に親子あそびを行っています。

教室前後の評価や連携を行うとともに、参加のない親子については、保健師による個別の支援を行います。

実施目標 【開催回数】 平成20年度：20回 ⇒ 平成26年度：20回
[現在の水準を維持しながら継続実施]

3 3 ダウン症児の親子交流会の活動支援 【健康課】

ダウン症児の親子交流会については、平成18年度より「いちごくらぶ」として保護者等による自主的な運営が行われています。今後も、活動場所の提供等の支援を行います。

④支援体制の強化

- 関係機関との情報交換や問題点を話し合う場として発達支援関係者会議を開催し、総合的な支援体制を強化します。

3 4 発達支援関係者会議 【福祉支援課】

発達につまずきのある子どもを継続して支援するため、関係各課による発達支援担当者会議を開催し、保育所における特別支援コーディネーター養成の取り組みや関係機関との連携について協議を行っています。

今後は保育所の特別支援コーディネーターが自律的に活動できるよう援助するとともに、当該会議で協議を継続し、発達につまずきのある子どもを関係課が連携して支援できる体制の強化を図ります。

実施事業 2

児童虐待を含む要保護児童対策の充実

- 児童虐待については、発生予防から早期発見、早期対応、保護、アフターケアまでの総合的な支援ができるよう、春日市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携を強化します。
- 周辺市町村等とも連携しながら、児童虐待防止に関する広報啓発を行います。

35 春日市要保護児童対策地域協議会 【子育て支援課】

平成 20 年に要保護児童対策地域協議会を設立し、児童虐待等の要保護児童の問題に対し、福岡児童相談所や主任児童委員等の関係機関との定期的な実務者会議の実施や、事案ごとの関係者会議の随時開催等により、情報の共有化・支援方法の検討等を行っています。今後、児童福祉法等の関連法制度の改正等に適切に対応していくため、連携体制の見直し等の検討を行います。

実施目標 【実務者研修会】 平成 20 年度：年 1 回 ⇒ 平成 26 年度：年 2 回

36 筑紫こども虐待防止連絡協議会 【子育て支援課】

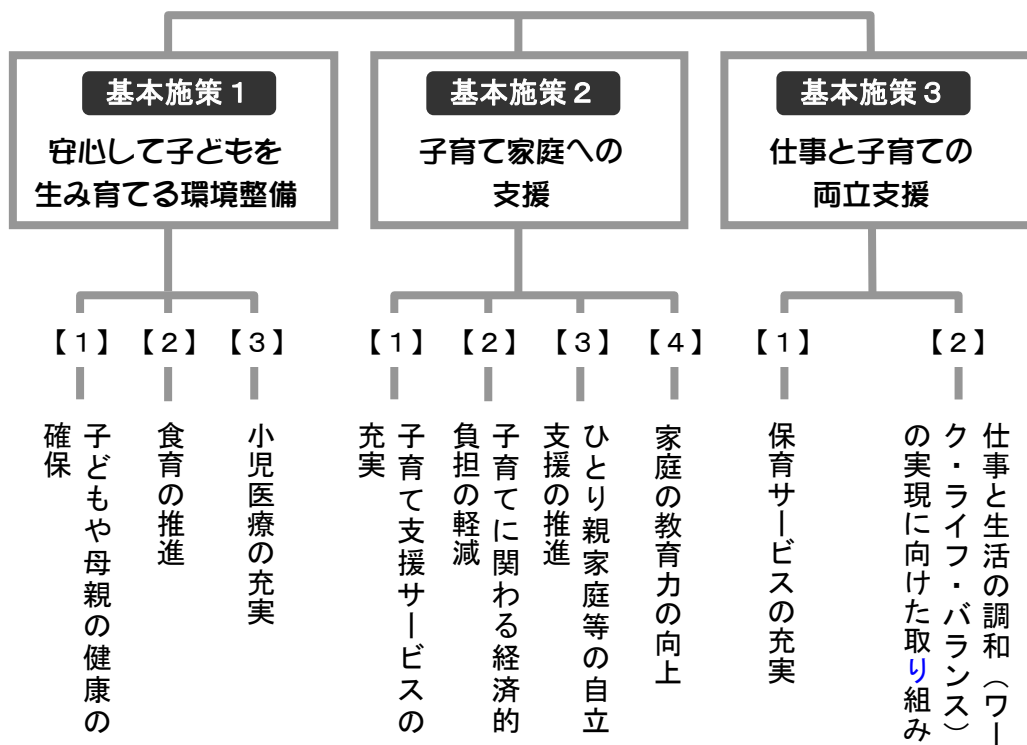
筑紫医師会をはじめ、筑紫保健福祉環境事務所、福岡児童相談所、筑紫野警察署、筑紫地区市町等が連携して児童虐待等に関する講演会や研修会等による啓発活動を行っています。今後も関係機関で連携しながら、講演会等の周知と参加促進を図ります。

実施目標 【講演会】 平成 20 年度：年 1 回 ⇒ 平成 26 年度：年 1 回
[現在の水準を維持しながら継続実施]

基本目標2

家庭 いきいきと子育て

【 基本目標Ⅱの体系 】



1 安心して子どもを生み育てる環境整備

保護者が子どもを安心して生み育てるためには、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期、思春期等、子どもの成長に応じた親子の健康づくりを支援していくことが大切です。

特に妊娠・出産から乳幼児期の母子の健康づくりはその後の子どもの成長や親子関係づくりのためにたいへん重要です。春日市では、マタニティクラスや、パパママ教室、乳幼児健診でのすくすく育児相談等を活用して、妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会を提供しており、今後も利用者のニーズを踏まえながら、充実を図ります。

また、子育て不安が強い家庭等に対しては、保健師等による訪問指導を行っており、新たに乳児家庭全戸訪問事業を実施しながら、個別の支援の充実を図ります。

また、子どもの健康づくりにとっては、「食」の問題も重要な課題です。乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着は、食事を通じた豊かな人間性や家族関係を育みます。

このため、離乳食教室等を通じて、正しい食習慣が身につくように啓発します。

小児医療体制は安心して子どもを生み育てるための基盤として、ニーズ調査等においても重要視されていることから、近隣市町や医師会等と連携して、引き続き救急医療体制の充実を図ります。

実施事業1 子どもや母親の健康の確保

①母子の健康の確保

- 妊婦健診や妊産婦訪問指導等により、妊娠・出産期の支援を行います。
- 乳幼児の健康確保と保護者の子育て不安の軽減のため、乳幼児健診や予防接種はもとより、訪問事業の充実を図ります。

37 妊婦健診 【健康課】

妊婦健診については、補助回数増や里帰り出産等に対する助成制度の導入等により充実を図っています。今後も母子健康手帳交付や妊婦相談等の際に、妊婦健診の重要性を周知し、受診率の向上を図ります。

実施目標 【受診率】 平成20年度：90% ⇒ 平成26年度：100%

38 妊産婦及び新生児訪問指導事業 【健康課】

妊産婦及び新生児に対し、助産師や保健師による訪問指導を行い、発育チェックや授乳指導を行っています。今後は「乳児家庭全戸訪問事業」とも連携しながら、指導が必要な家庭を把握し、実施していきます。

3 9 乳幼児健診 【健康課】

4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、3 歳の節目に健康診査を行っています。
年齢が上がるにつれ、受診率が下がるため、健診を受けやすい環境の整備や未受診者訪問等を通して受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

実施目標 【受診率】 平成 20 年度：96% ⇒ 平成 26 年度：100%

4 0 乳児家庭全戸訪問事業 【健康課】 《新規》

生後 4 か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を、保育士・助産師・保健師などが訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行います。

実施目標 【訪問率】 平成 26 年度：100%

4 1 育児支援家庭訪問事業 【健康課】

子育て不安が強い家庭や養育が困難な家庭に対して、支援計画を立てて保健師が訪問し、継続的に支援を行っています。今後は、「乳児家庭全戸訪問事業」や「妊産婦及び新生児訪問指導事業」等と連携しながら、実施していきます。

4 2 すこやか子育て家庭訪問事業（未受診者訪問事業） 【健康課】 《新規》

乳幼児健診を受診していない家庭に対して訪問指導を行い、養育環境等の把握を行います。

実施目標 【把握率】 平成 26 年度：100%

4 3 予防接種及び予防接種事故対策 【健康課】

BCG や麻疹・風しん等の子どもに対する予防接種を、いきいきプラザ等での集団接種や、指定病院での個別接種により実施しています。

平成 20 年度から 5 年間の期間で行われている中学 1 年生、高校 3 年生を対象とした麻疹・風しん予防接種の接種率向上を目指します。

実施目標 【BCG 接種率】 平成 20 年度：92% ⇒ 平成 26 年度：100%

②子育て相談の充実

- 子どもの発育・発達をはじめとした子育て不安を軽減するため、相談体制の充実を図ります。

4 4 すくすく育児相談 【健康課】

乳幼児の身体測定や育児相談を行っており、今後も相談を受けやすい環境整備を図ります。

実施目標 【相談回数】 平成 20 年度：年 25 回 ⇒ 平成 26 年度：年 26 回

4 5 子ども・子育て相談 【子育て支援課】

0 歳から 18 歳までの子どもや、その保護者からの相談に、電話・メール・面接などの方法で保育士等が対応します。

③妊娠・出産・子育てに関する学習機会の提供

- 妊娠・出産や子育ての基本について学習する機会を提供します。
- 父母がともに学習できるよう、実施方法や内容を工夫します。

4 6 母子健康手帳交付時講習 【健康課】

母子健康手帳の交付を毎週 1 回実施する際に、母子健康手帳や保健・医療制度、市の関連事業の説明や、アンケートに基づく個別面接を行っています。週 1 回の交付時に参加できない人にも随時、個別での交付を行っており、今後も継続して実施します。

実施目標 【講習回数】 平成 20 年度：週 1 回 ⇒ 平成 26 年度：週 1 回
[現在の水準を維持しながら継続実施]

4 7 マタニティクラス 【健康課】

妊婦に対して、保健師、助産師、管理栄養士、保育士等が、妊娠・出産や子育てについての教育を行っています。

今後は、参加者のニーズに合わせた教育内容の検討を行うとともに、地域の産婦人科や助産院との連携を強化しながら、妊娠・出産、子育てに関する知識の普及に努めます。

実施目標 【開催回数】 平成 20 年度：6 コース ⇒ 平成 26 年度：6 コース
[現在の水準を維持しながら継続実施]

48 パパママ教室 【健康課】

妊婦とその夫を対象に、助産師の話と沐浴実習、妊婦体験を実施しています。今後も事業の周知と利用促進に努めます。

実施目標 【参加者数】 平成20年度：107組 ⇒ 平成26年度：120組

49 地域健康教育 【健康課】

自治会や子育てサークル等からの希望により、子どもの食事やその他子育て全般についての講義や調理実習などを保健師、管理栄養士が実施します。

実施事業2

食育の推進

■ 乳幼児期から望ましい食習慣の定着を図るため、学習機会を提供します。

50 離乳食教室 【健康課】

6～8 か月の子どもを持つ保護者を対象に離乳食の進め方の講話や調理実習を行っており、今後も継続して実施します。

実施目標 【開催回数】 平成20年度：年6回 ⇒ 平成26年度：年6回
[現在の水準を維持しながら継続実施]

51 乳幼児等の食育の推進 【健康課】

3歳児健診時に食生活改善推進会のボランティアによる手作りおやつの普及・啓発を行っているほか、食育の日に関するリーフレットの配布や、小学生を対象とした料理教室を開催しています。今後もこれらの食育に関する取り組みを継続し、子どものときからの正しい食習慣の定着を図ります。

実施目標 【開催回数】 平成20年度：年24回 ⇒ 平成26年度：年25回

実施事業 3

小児医療の充実

- 近隣市町と連携して小児救急医療体制の充実を図ります。

5 2 筑紫地区小児救急医療支援事業 【健康課】

筑紫医師会との連携のもと、筑紫地区 4 市 1 町で共同して、福岡大学筑紫病院・福岡徳洲会病院を拠点とした夜間・休日の小児救急医療を実施しており、今後もこれらの関係機関等と連携して充実を図るとともに、市報や乳幼児健診等の機会を通じて事業の周知を図ります。

2 子育て家庭への支援

核家族化等の進行により、子育ての孤立化が問題視されている昨今において、子育てに関する相談の場や保護者同士の交流の場づくりは、子育て支援としてたいへん重要です。

春日市には、このような相談や交流の場として、子育て支援センター（たんぽぽルーム）やつどいの広場があります。今後も、子育て支援センターを春日市の子育て支援の拠点として位置づけ、保育所、幼稚園などの関係機関や市民活動との連携を強化し、子育て家庭への支援体制の充実を図ります。このほか、すべての子育て家庭に対する支援として、ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業等での子どもの預かりサービスの充実を図ります。

世界的な景気低迷が続いている昨今、子育ての経済的な負担は保護者にとって大きな課題であり、ニーズ調査でも今後充実してほしい施策の第1位にあがっています。経済的支援策は、国の政策によるところが大きいので、「子ども手当」等、今後展開される国の新たな政策に確実に対応しながら、保護者の経済的な負担軽減に取り組みます。

近年の離婚の増加にともない、母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭については、経済的自立に加えて、家事や子育て等の生活支援等のニーズも高いことから、このようなニーズを踏まえつつ、就労支援等の自立対策や、生活支援施策の充実と利用促進を図ります。

また、核家族化や都市化、地域関係の希薄化等の進行に伴い、家庭や地域の中で、子育てに関する知識が受け継がれにくくなっており、家庭の教育力が低下しているとの指摘もあります。このため、子育て支援の一環として、子育て家庭の保護者を対象として学習会や講演会を開催するなど家庭の教育力向上のための事業をより充実していきます。

実施事業1 子育て支援サービスの充実

- すべての子育て家庭を対象として、子育てに関わる情報提供や相談支援等を行う拠点として、子育て支援センターの充実を図ります。
- 子育て支援センターやつどいの広場において、親子が自由に集い、交流できる場を提供します。
- 一時預かり事業やショートステイ等の、すべての子育て家庭を対象とした子どもの預かりサービスを実施するとともに、市民同士で子育てを支えあう活動として、ファミリー・サポート・センター事業の利用促進を図ります。

5.3 子育て支援センター事業 【子育て支援課】

子育て支援センター「たんぽぽルーム」において、就学前の子どもとその保護者が自由に遊べる場所や遊びを提供することで、子育て中の保護者の孤立化防止や親子の仲間づくりを促進するとともに、子育てに関する相談等を行っており、今後も相談や利用がしやすい環境づくりを行います。

実施目標 【遊びの提供】 平成20年度：60回 ⇒ 平成24年度：年100回

54 つどいの広場事業 【子育て支援課】

子育て中の保護者が、育児相談や子育てに関する情報の収集、子ども同士の交流ができる場の提供を行います。

55 ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】

子育ての援助を行いたい「まかせて会員」と援助を受けたい「おねがい会員」による会員制の相互援助事業のコーディネートを行っています。同事業が地域における相互援助事業であることを確認しながら、「おねがい会員」の要望等を勘案し、新たな方向性について検討を行っていきます。また、事業の円滑な推進に向けて「まかせて会員」の拡大を図ります。

実施目標 【会員数】 平成20年度：1,248人 ⇒ 平成26年度：1,500人

56 一時預かり事業 【こども未来課】

日頃保育所を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害、就労等、出産や育児からのリフレッシュ等の理由で、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かるサービスであり、今後も継続して実施します。

実施目標 【箇所数】 平成20年度：5か所 ⇒ 平成26年度：6か所

57 子育て支援短期利用事業（ショートステイ） 【こども未来課】

子どもを養育している家庭の保護者の疾病等の社会的な事由により、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において一時的に養育・保護を行うサービスであり、今後も継続して実施します。

実施事業2 子育てに関わる経済的負担の軽減

- 国の政策等に則り、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めます。
- 経済的負担軽減に関わる事業の周知と利用促進に努めます。

58 子ども手当 【こども未来課】

国の制度変更に伴い、従来の「児童手当」にかわって、平成22年度から中学卒業までの児童を養育している家庭に対し「子ども手当」が創設される予定です。

59 乳幼児医療費支給事業 【国保年金課】

就学前までの乳幼児を対象に、医療費の一部を支給します。（3歳以上については、所得制限や自己負担があります。）

60 私立幼稚園就園奨励事業 【こども未来課】

幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園に通園させていて、保育料を納付している保護者に対して園を通じて助成を行います。

61 助産施設措置 【こども未来課】

入院による出産費用を支払うことが困難な人に指定された病院（指定助産施設）での入院費用を支給します。

62 栄養強化事業 【健康課】

栄養強化が必要と認められた乳児や妊婦（市県民税非課税世帯）に対して、ミルクを支給します。

実施事業3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

■ ひとり親家庭の自立を促進するため、就労支援等の自立支援を行います。

63 母子家庭自立支援事業 【こども未来課】

ホームヘルパー養成講座等の就職に有利な資格・技術習得に関わる費用の助成（自立支援教育訓練給付金事業）や、資格取得期間中の経済的支援（高等職業訓練促進給付金事業）を実施しています。今後も国の制度に基づき、これらの事業を活用して母子家庭の母の自立を支援していきます。

実施目標

【申請者数】

（自立支援教育訓練給付金事業）平成20年度：年2件 ⇒ 平成26年度：年3件

（高等職業訓練促進給付金事業）平成20年度：年3件 ⇒ 平成23年度：年5件

（※平成23年度までの措置）

64 ひとり親家庭等日常生活支援事業 【こども未来課】

ひとり親家庭が、一時的に子育てやその他の生活に関する支援が必要となった場合に、その家庭に支援員を派遣し、子育て支援や生活援助を行う事業であり、今後もひとり親家庭の自立支援として継続して実施するとともに、制度の周知と利用促進を図ります。

実施目標

【利用者数】 平成20年度：年10人 ⇒ 平成26年度：年13人

65 母子生活支援施設措置 【こども未来課】

緊急保護を要する母子を母子生活支援施設に入所させ、保護する事業であり、このような母子の心身の健康の回復及び生活基盤の安定化と自立に向けた支援を目指します。

66 母子寡婦福祉会運営助成 【こども未来課】

母子家庭等の当事者団体である「母子寡婦福祉会」に対して事業の運営費を助成しています。母子寡婦福祉会では、父子家庭も含めた活動の拡充を図っており、今後もこのような母子寡婦福祉会の活動を支援するため助成を継続していきます。

67 児童扶養手当 【こども未来課】

離婚や死別等によって、父と生計を同じくしていない母子家庭の児童を対象に、手当を支給します。

母子家庭のみが対象でしたが、国の制度改正により、平成 22 年度から父子家庭も対象となる予定です。

68 ひとり親家庭等医療費支給事業 【国保年金課】

ひとり親家庭の児童を対象に、医療費の一部を支給します。母子家庭のみが対象でしたが、平成 20 年 10 月から父子家庭も対象となったことから、制度の周知と利用促進を図ります。

69 母子寡婦福祉資金 【こども未来課】

母子家庭や寡婦の生活の安定を図るため、進学資金をはじめとした各種資金の貸付けを行います（県事業）。

70 JR通勤定期の割引制度 【こども未来課】

児童扶養手当の支給を受けている親子等が、JR の列車の通勤定期を購入する場合に、定期券の割引を行います。

71 春日市少年の船参加助成 【こども未来課】

「春日市少年の船」に参加を希望するひとり親家庭の児童及び心身障がい児を対象に、参加者負担金の一部を助成します。

実施事業 4**家庭の教育力の向上**

- 保護者と子どもに家庭教育に関する学習機会の提供を行います。

7 2 ファーストブック事業 【社会教育課（図書館担当）】

4 か月健診時に、ボランティア等と連携して、赤ちゃん絵本やわらべうたの紹介を行い、絵本等を通じた親子のふれあいを支援します。事業を継続するとともに、事業効果について検証を行うため、アンケート調査等の実施について検討します。

実施目標 【開催回数】 平成 20 年度：年 24 回 ⇒ 平成 26 年度：年 24 回
[現在の水準を維持しながら継続実施]

7 3 家庭教育基盤形成事業 【社会教育課】

小・中学生の保護者を対象とした学習会や講演会を開催し、家庭力の向上を図ります。また、保護者が気軽に交流できる居場所の提供を継続して行います。

7 4 親子ふれあい事業 【社会教育課】 ※再掲

【No.9 参照】

3 仕事と子育ての両立支援

春日市は核家族世帯が多く、また、共働き家庭やひとり親家庭は増加傾向にあります。

このような状況を受けて、就学前児童の保育サービスについては、保育所の定員拡大や延長保育、休日保育、年末保育、病児保育等の保育サービスの多様化を図ってきました。ニーズ調査によると就学前児童の保護者の約半数は保育サービス等が利用しやすいと評価していますが、今後充実を望む施策の第3位にもあがっていることから、今後も保育ニーズの動向を見極めながら、必要なサービス量の確保と、質の向上を図ります。

また、小学生については、全小学校に放課後児童クラブを設置しており、利用児童が70人を超える大規模クラブ4か所については分割して第2クラブを開設するなど、ニーズに応じた拡充を図っています。今後も利用希望者の増加に適切に対応するとともに、学校と連携した環境整備のあり方についても検討を進めていきます。

また、仕事と子育ての両立支援のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。

しかしながら、ニーズ調査によると、父親の4割前後は「家事や子育ての時間を優先」したいと考えていますが、現実には8割の人が「仕事時間が優先」となっており、特に父親で理想と現実の差が大きくなっています。また、子育てと仕事を両立させる上で多くの保護者が、子どもの病気時の対処や子どもと接する時間が少ないことに悩んでいる状況がうかがえます。

仕事と子育ての両立は、社会全体、特に企業の理解なくしては進まないため、国・県や企業等と連携して、子育てしやすい職場環境づくりや男性を含めた働き方の見直し等に関する情報提供・啓発に努め、子育て中の保護者が働きやすい、ワーク・ライフ・バランスがとれた職場環境づくりの促進に努めます。

実施事業1 保育サービスの充実

- 保育所において、通常保育や延長保育、休日保育、年末保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。
- 放課後児童クラブについて、利用者の増加や待機児童への対応の充実を図るとともに、学校と連携した環境整備のあり方について検討を進めます。

75 通常保育事業 【こども未来課】

保護者の就労等により日中の保育に欠ける児童を保育所で保育する事業であり、今後も市内10か所の保育所において、ニーズに応じた受け入れ体制を整備し、待機児童の解消に努めます。

実施目標 【受け入れ児童数】 平成20年度：1,652人 ⇒ 平成26年度：1,724人
[現在の水準を維持しながら継続実施]

76 延長保育事業 【こども未来課】

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、すべての保育所において、保育時間の延長を実施します。

実施目標 【実施保育所数】 平成20年度：全保育所⇒平成26年度：全保育所
[現在の水準を維持しながら継続実施]

77 休日保育事業 【こども未来課】

保護者の就労形態の多様化に伴う勤務の事情等により、休日に家庭での保育が困難になる児童に対応するため、日曜及び祝日に保育を実施します。

実施目標 【実施保育所数】 平成20年度：1か所 ⇒ 平成26年度：1か所
[現在の水準を維持しながら継続実施]

78 年末保育事業 【こども未来課】

保護者の就労形態の多様化に伴う勤務の事情等により、年末に家庭での保育が困難になる児童に対応するため、すべての保育所において、年末保育事業を実施します。

実施目標 【実施保育所数】 平成20年度：全保育所⇒平成26年度：全保育所
[現在の水準を維持しながら継続実施]

79 障害児保育事業 【こども未来課】

障がい児保育を実施する保育所に対して補助金を交付することにより、障がい児保育の充実を図ります。

実施目標 【実施保育所数】 平成20年度：全保育所 ⇒ 平成26年度：全保育所
[現在の水準を維持しながら継続実施]

80 病児保育事業 【こども未来課】

保護者の子育てと就労の両立支援等を目的として、病気のこどもの一時預かりを行います。

実施目標 【施設数・定員】 平成20年度：1か所・6人 ⇒ 平成26年度：1か所・6人
[現在の水準を維持しながら継続実施]

81 届出保育施設助成事業 【こども未来課】

届出保育施設に通所している児童の安全及び衛生の確保を支援する取り組みの一つとして、施設設置者に対して、入園している児童や施設職員の健康診断に必要な経費を補助します。

実施目標 【実施届出保育施設数】 平成20年度：12か所 ⇒ 平成26年度：16か所

8 2 私立幼稚園運営補助事業 【こども未来課】

幼稚園教育の振興支援の一環として、施設整備、教材の整備、教諭の研修等の目的で運営補助金を交付しており、私立幼稚園 9 か所に対して補助を行います。

8 3 放課後児童クラブ運営事業 【子育て支援課】

保護者の就労等のため昼間自宅に保護者がいない家庭の小学生を、放課後や夏休み等に一定時間預かる事業です。

今後も利用者数増に対応した整備を進めていくとともに、待機学童への対応や、学校との連携のあり方について検討していきます。

実施目標 【定員・か所数】

平成 20 年度：907 人・15 か所 ⇒ 平成 23 年度：960 人・16 か所

実施事業 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組み

- 市民や事業所に対してワーク・ライフ・バランスについての啓発に努めます。
- 子育て支援に取り組む企業・事業所に関する情報提供や再就職に向けた情報提供を行います。
- 父親が参加しやすい子育て教室等を企画し、男女がともに子育てに参加する意識の醸成に努めます。

8 4 子育て応援企業の PR 【子育て支援課】 《新規》

福岡県が実施している「子育て応援の店」推進事業、「子育て応援宣言企業」登録事業の PR に努めます。また、「子育て応援の店」登録店舗の周知を図ります。

8 5 職場復帰・再就職に向けた情報提供 【子育て支援課】 《新規》

子育て支援センターにおいて、就学前の子どもをもつ保護者の職場復帰、再就職に向けた、保育所情報や相談機関等の情報の提供を行います。

8 6 パパママ教室 【健康課】 ※再掲

【No.48 参照】

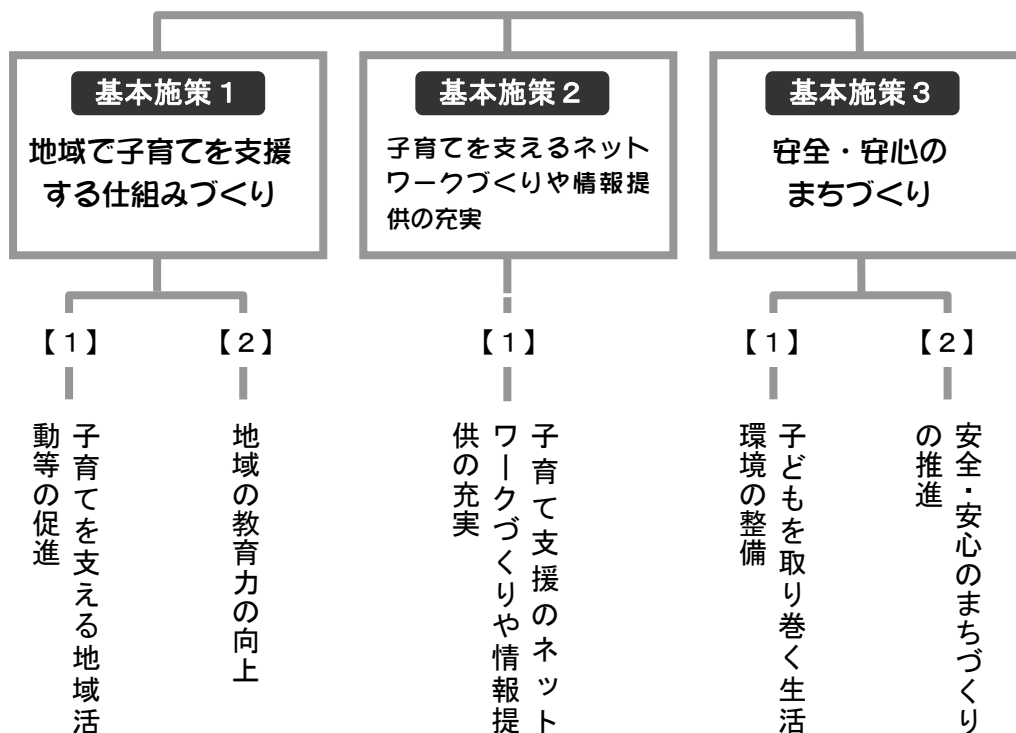
8 7 子育て教室 【子育て支援課】 《新規》

子育てへの父親参加を促進するため、父親の参加しやすい子育て教室の開催を検討します。

実施目標 【開催開始時期】 平成 24 年度

基本目標3 地域 とともに育む

【 基本目標Ⅲの体系 】



1 地域で子育てを支援する仕組みづくり

子育ての基本は家庭にあります。すべてを家庭だけで担うことはできません。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、地域の中でさまざまな人と交流したり、地域で子育てを支援することが必要ですが、都市化の進展等とともに地域の連帯感が薄れ、住民が日常生活のなかで子育てに関わるのが少なくなっていることが全国的な課題となっています。このような中、春日市では、自治会の子育てサロンなど、地域での子育て支援活動が活発に行われており、ニーズ調査やグループインタビュー等においても一定の評価を得ています。今後もこのような子育てを支える地域活動の促進やボランティア等の育成に取り組み、地域での子育て支援の活性化を図ります。

また、地域の教育力の向上を図るため、子どもと子育てに関する現状と課題について理解を深めるための講座や講演を行うとともに、各種団体等の育成に努めます。

実施事業1 子育てを支える地域活動等の促進

- 子育てサロン等の子育てを支援する地域活動を促進します。
- 子育てに関わるボランティアの育成や支援を行います。

88 子育てサロンの促進 【子育て支援課】

社会福祉協議会や自治会等と連携して、各地区での子育てサロンの立ち上げ支援や、保育士等による子育てサロンでの遊びの提供等の活動支援を行います。

実施目標 【子育てサロン開催地区数】 平成20年度：16地区 ⇒ 平成26年度：35地区

89 ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】 ※再掲

【No.55 参照】

90 子育てサポーター事業 【子育て支援課】

地域子育て支援センター「たんぽぽルーム」において、子育て中の保護者が子育て経験者や若者世代と交流ができるようにボランティアの育成・活用を図ります。

実施目標 【サポーター登録者数】 平成20年度：26人 ⇒ 平成26年度：30人

91 託児ボランティアの活用 【健康課】

3歳児健診や各種健康教室、成人健診等の健康関連事業実施の際に、地域の託児ボランティアを活用します。

9 2 読書ボランティア養成講座 【社会教育課（図書館担当）】

子ども等の読書活動を支援する人材を育成するため、読書ボランティア養成講座を開催します。現在の初心者コース（学校・地域）、経験者コースの2講座区分を基本として、内容の充実・発展を図ります。

実施目標 【年間受講者数】 平成20年度：年間52人 ⇒ 平成26年度：年間70人

実施事業2 地域の教育力の向上

- 地域住民の理解と協力を得ながら、子どもの健全育成等に関わる地域活動等を促進します。

9 3 アンビシャス広場事業等交流事業 【社会教育課】

青少年健全育成の環境を醸成するため、各アンビシャス広場事業等で実施された、地域活動の発表や紹介、体験会等を開催し、アンビシャス広場間の交流を図ります。

実施目標 【参加人数】 平成20年度：197人 ⇒ 平成26年度：350人

9 4 学校開放事業 【社会教育課、スポーツ課】

生涯学習の振興及び青少年の健全育成を図るため、校庭、体育館、多目的室等の学校施設を開放しています。現在、春日小学校・白水小学校にて自主管理校制度を導入していますが、今後はさらなる自主管理校制度の拡大を図ります

実施目標 【小・中学校利用者数】 平成20年度：421,148人 ⇒ 平成26年度：430,500人

9 5 青少年関係団体支援事業 【社会教育課】

青少年育成市民会議や少年の船、子ども会連合会など、青少年教育に関する体験活動や啓発活動などを通して青少年の健全育成を進めているボランティア団体を支援します。

9 6 スポーツ団体育成事業 【スポーツ課】

子どものスポーツ活動を推進するため、体育協会やスポーツ少年団等に対する助成を行います。また、青少年健全育成に関連する各種事業について連携・協力を図ります。

2 子育てを支えるネットワークづくりや情報提供の充実

春日市は地域での子育て支援の活動が活発であり、さまざまな子育てに関わる団体が存在していますが、これらの活動に関する情報の集約や関係者間のネットワーク強化を図ることが必要とされています。また、市民団体だけではなく、行政や関係機関との協力体制も必要です。

このため、子育てに関わるさまざまな活動の情報を収集し、市民に広く発信していくとともに、市内で活動する関係団体等の連携を進めるための方策について検討していきます。

実施事業 1 子育て支援のネットワークづくりや情報提供の充実

- 子育てに関する各種団体等の情報集約とネットワーク化に取り組みます。
- 子育てに関する地域活動や行政施策の情報を集約し、さまざまな媒体で情報提供していきます。

97 ネットワークの構築 【子育て支援課】

市内で活動する子育てサークル等の情報を収集し、登録システムの構築等の情報集約やネットワーク構築に取り組みます。

実施目標 【登録システムの構築時期】 平成 25 年度

98 子育て関係団体交流事業 【子育て支援課】 《新規》

上記の登録システムに登録している団体等の交流会を開催し、団体同士の情報交換や交流の場を提供します。

実施目標 【実施時期】 平成 26 年度

99 子育て情報の提供 【子育て支援課】

ホームページや市報、チラシなどの媒体はもとより、子育て支援センター「たんぽぽルーム」等の関連施設や、乳幼児健診等の機会を活用して、子育てサークルや保育所・幼稚園に関する情報をはじめとした、子育てに関わるさまざまな情報を広く市民に提供していきます。

3 安全・安心のまちづくり

ニーズ調査結果によると、子どもや子育て中の保護者の生活に配慮した環境づくりや、安全・安心なまちづくりに対する保護者の関心は非常に高くなっています。

生活環境に関しては、保護者の3割前後が「子どもや保護者にやさしいまちづくりがなされていない」と感じており、春日市の子育て環境で評価が低い項目の上位にあがっており、グループインタビューでも保護者や中学生等から道路の危険性等について指摘があがっています。

今後は、子どもや子ども連れにやさしいまちづくりとして、公共施設はもとより歩道や公園等の整備に取り組むとともに、民間施設等とも連携しながら「赤ちゃんの駅」等の子ども連れで外出しやすい環境づくりを推進します。

また、都市化の進展等による交通事故の増加や、子どもを狙った犯罪の増加など、子どもの安全をめぐる環境は、近年、大きく変化しており、多くの保護者が子どもの安全について不安を感じています。ニーズ調査をみると、今後充実すべき施策の第2位に事故・犯罪防止対策があがっています。また、このような安全対策については地域の協力を希望する人も多く、保護者の7割以上の人が、地域での子どもの見守りを希望しています。

春日市では「ついで隊」や「こども110番の家」等の市民を主体とした見守り活動が行われていることから、今後も、これらの地域活動の促進を図り、地域と連携して子どもの安全確保を図ります。

実施事業1

子どもを取り巻く生活環境の整備

- 「春日市公共施設における福祉環境整備指針」に基づき、子どもや子ども連れをはじめとした、すべての市民にとって利用しやすい公共施設の整備に努めます。
- 子どもや子ども連れの保護者が安全・安心に生活できる道路や公園等の生活環境の整備に努めます。
- 「赤ちゃんの駅」等により、子どもや子ども連れに配慮した施設・設備の整備を促進します。

100 歩道整備事業 【道路防災課】

歩道の危険か所の改善や通学用道路の整備など、子どもをはじめとした歩行者の安全を守るため、計画的な整備・改善工事を計画的に実施します。

101 公園整備事業 【都市計画課】

利用者に親しまれる公園づくりのため、公園や児童遊園の維持管理、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、施設再整備を積極的に実施します。また、利用者の安全確保のため、専門家による遊具の安全点検業務を実施します。

102 赤ちゃんの駅事業（※6） 【子育て支援課】 《新規》

乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるよう、公共施設における「赤ちゃんの駅」
（※6）事業実施施設を増やすとともに、民間施設での実施を促進します。

実施目標 【実施公共施設数】 平成24年度：8施設
【実施民間施設数】 平成26年度：2施設

103 有害図書等排除の推進 【地域づくり課】

青少年の非行防止を目的として、少年相談委員による相談・パトロール（補導）を実施します。また、コンビニや書店等への立入調査により、青少年に対する有害図書の排除推進運動を行います。

実施目標 【立入調査実施回数】 平成20年度：年2回 ⇒ 平成26年度：年4回

実施事業2 安全・安心のまちづくりの推進

- 交通事故や犯罪等から子ども自身や保護者が身を守るための啓発や教育を行います。
- 学校や警察などの関係機関や地域の関係団体等と連携して、地域ぐるみで子どもの安全を守るための活動を促進します。

104 交通安全指導 【道路防災課】

交通安全について啓発を行い、交通事故を未然に防ぐため、通学路における児童誘導や街頭での啓発活動等を行います。

実施目標 【通学路児童誘導】 平成20年度：年22回 ⇒ 平成26年度：年22回
【街頭啓発】 平成20年度：年4回 ⇒ 平成26年度：年4回
【夜間路上駐車指導】 平成20年度：年2回 ⇒ 平成26年度：年2回
[現在の水準を維持しながら継続実施]

105 CAPプログラム（※7）等による防犯教育 【学校教育課】

子どもの安全対策として、CAPプログラム（※7）による安全教室や、その他の防犯訓練・防犯教室等を実施しています。今後も、コミュニティ・スクール制度による各実施施設や、PTA等と連携しながら、児童生徒の安全確保を図ります。

実施目標 【小学校実施数】 平成20年度：小学校全校 ⇒ 平成26年度：小学校全校
[現在の水準を維持しながら継続実施]

（※6） 赤ちゃんの駅：授乳やおむつ替えなどの対応が可能な公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録するもの。登録された施設に目印となる表示旗等を掲示し、保護者が気軽に立ち寄れるようにする。

（※7） CAPプログラム：CAPとは、「Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）」の略で、CAPプログラムは、子ども自身がさまざまな暴力から自分を守る力を持っていることに気づき、その力を発揮できるようにサポートすることを目的としたプログラムのこと。

106 ついで隊 【地域づくり課】

日常生活の「ついで」に事故や犯罪から子ども等を守る活動として、筑紫地区で展開されているボランティア活動「ついで隊」については、市民の認知度も高まっていることから、各自治会の防犯委員会及び各小学校などに継続的に呼びかけ、登録者数の増加に取り組めます。

実施目標 【登録者数】 平成20年度：3,419人 ⇒ 平成26年度：5,000人

107 こども110番の家 【地域づくり課】

地域でのこどもの緊急避難先である「こども110番の家」について、各種行事・会合等でパネル展示等も行いながら、市民に広くPRし、普及を図ります。また、老朽化した既存協力施設等のプレートの交換も進めていきます。

実施目標 【登録世帯数】 平成20年度：1,450軒 ⇒ 平成26年度：2,000軒

108 防犯情報メール事業 【地域づくり課】

市内の防犯情報をリアルタイムで提供できるシステムであることを広く市民に周知し、登録者の拡大を図ります。

庁内関係課の総合情報メール担当者による連絡会を定期的に行いながら、関係する情報を迅速に提供できる体制を構築します。

実施目標 【登録者数】 平成20年度：6,690人 ⇒ 平成26年度：10,000人

109 青パト隊事業 【地域づくり課】 《新規》

筑紫地区4市1町で共同で実施している「一斉街頭活動の日」（毎月第2・4金曜日）の各地区夜間パトロール実施時に、市役所青パト隊（青パト2台4名）による夜間パトロール活動を実施し、地域の安全確保を図ります。

実施目標 【出動台数】 平成26年度：月4台

第4章

計画の推進に向けて

第4章

計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

本計画の基本理念「子どもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かすが」の実現のため、今後も、福祉・保健・教育・医療などの関係各課が連携し、全庁的な体制のもと、本計画の推進を図ります。

また、福祉計画推進協議会において、本計画における各事業の進捗についての点検と評価を行います。

(2) 利用者の視点にたった点検・評価

本計画については、国の策定指針において、利用者の視点にたった点検・評価の実施とそのための成果指標の設定が求められています。

利用者の視点にたった点検・評価を行うため、各事業を実施した結果、計画全体や主要な施策分野の目指す目的にどれだけ近づいたかという「成果（アウトカム）」を測るための指標を以下のとおり設定し、次回の計画見直し時にニーズ調査結果等を実施し、その進捗状況を把握・評価します。

【計画の成果指標】

分野	指標		現状 (H20)	目標 (H26)	備考
計画全体	春日市の子育て環境に満足している 保護者の割合（「満足+やや満足」）	就学前 小学生	67.6% 68.0%	75.0% 75.0%	ニーズ調査 結果
基本目標 1 （子ども 一人ひとりが輝く）	「小中学生等がさまざまな体験ができる場・機会がある」と思っている 保護者の割合 （「そう思う+どちらかといえばそう思う」）	小学生	45.8%	50.0%	ニーズ調査 結果
基本目標 2 （家庭 いきいきと 子育て）	「保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすい」と思っている 保護者の割合 （「そう思う+どちらかといえばそう思う」）	就学前	47.6%	52.0%	ニーズ調査 結果
基本目標 3 （地域 ともに育 む）	「ボランティアや地域の人等による子育て支援が活発だ」と思っている 保護者の割合 （「そう思う+どちらかといえばそう思う」）	就学前 小学生	40.5% 43.3%	45.0% 48.0%	ニーズ調査 結果

（３）市民・関係機関との連携による総合的な取組み

本計画の推進には、子ども自らの主体的な参加など、現在子育て中の市民はもとより、さまざまな市民の参画が不可欠です。

このため、本計画の内容とその進捗について市ホームページや市広報へ掲載するなど、さまざまな機会を捉えて市民への情報発信を行い、市民の理解を深めていきます。同時に、施策や事業の企画段階から、家庭、学校、地域、企業や関係団体など市民との協働による推進を図ります。

（４）社会情勢や経済情勢へ対応した計画の推進

世界的な景気低迷等の影響により、本市の財政状況も依然として厳しい状況が続くことが見込まれますが、少子化対策については国も喫緊の課題と位置づけ、新たな政策・制度の充実が図られる見込みです。

本計画に基づく各事業の実施にあたっては、このような状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の少子化対策の動向等を見極め、変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。

第5章

參考資料

第5章 参考資料

1 次世代育成支援対策春日市後期行動計画策定協議会 委員名簿

氏 名	団 体 等	備 考
イキチ ムツコ 市来 睦子	春日市青少年育成市民会議	
イマムラ ショウゴ 今村 省吾	春日市商工会	
カルベ マサコ 軽部 雅子	春日市社会福祉協議会	副委員長
コバヤシ マユミ 小林 真由美	春日市小中学校PTA連絡協議会	
サカグチ ユキミ 坂口 幸美	春日市私立幼稚園連盟	
ショウヤマ タケシ 庄山 剛	春日市私立保育園連絡協議会	
シライシ ノリコ 白石 典子	市民委員	
ババゾエ クミコ 馬場添 久美子	福岡南公共職業安定所	
マキ セイコウ 牧 正興	福岡女学院大学教授	委員長

※50 音順 敬称略

2 計画の策定経過

期 日	内 容
平成 21 年 1 月 9 日～ 2 月 25 日	次世代育成支援に関するニーズ調査 ○就学前児童の保護者 対象 2,500 人 回収 1,432 人 (回収率 57.3%) ○小学生の保護者 対象 2,500 人 回収 1,353 人 (回収率 54.1%)
6 月 5～10 日	関係団体等グループインタビュー ○中学生：春日中学校生徒会 ○子育て当事者・支援団体： 日の出町自治会、子育てネットワーク春日、春日子ども劇場、春日子 どもの家クーナ、春日市子ども文庫読書サークル連絡会、ぶどうの会、 ママサポート ○就労中の保護者： JA かすが、春日市社会福祉協議会、障害者就労支援センターゆり工房
8 月 20 日	第 1 回 策定協議会 ○行動計画策定指針の概要について ○策定スケジュールについて ○前期計画の進捗状況について ○ニーズ調査等について
10 月 5 日	第 2 回 策定協議会 ○計画骨子案について ○具体的施策について
11 月 16 日	第 3 回 策定協議会 ○計画原案の検討 ・計画骨子（原案第 1・2 章）の修正について ・計画の内容（原案第 3・4 章）について
12 月 14 日	第 4 回 策定協議会 ○計画原案の検討 ・前回指摘事項の修正について
平成 22 年 1 月 4 日～ 1 月 22 日	計画原案に対するパブリックコメント ○提出意見数：7 件
平成 22 年 2 月 22 日	第 5 回 策定協議会 ○パブリックコメント結果及び対応案について ○計画最終案の確認
2 月 22 日	計画最終案の市長報告 ○策定協議会委員より市長へ最終案の報告